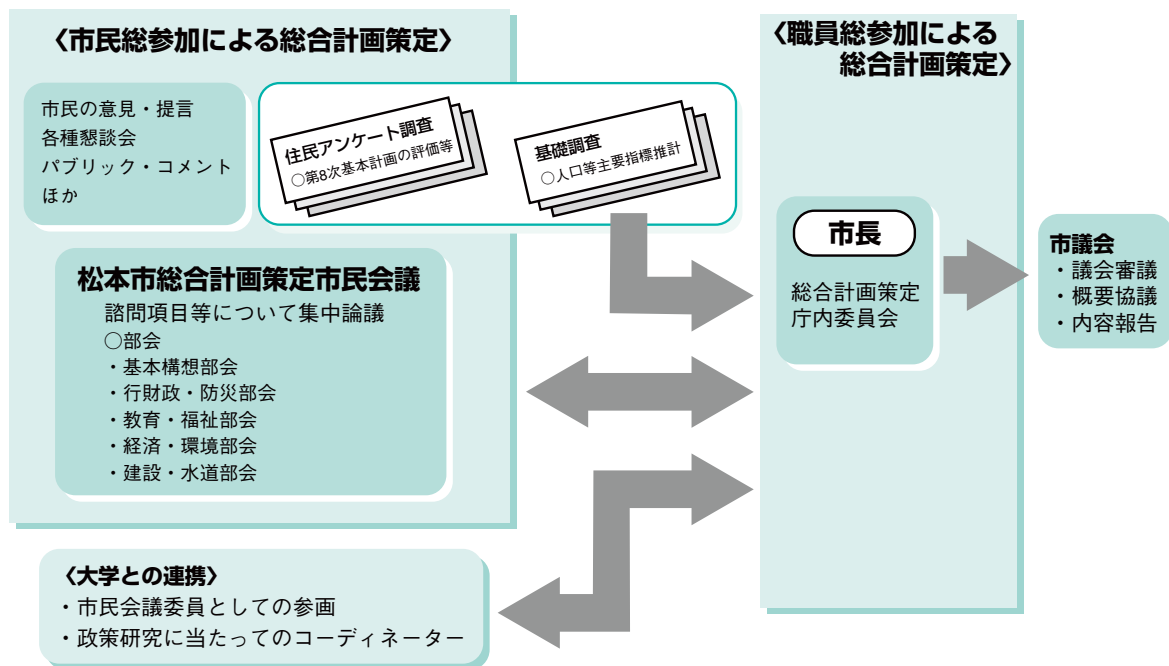
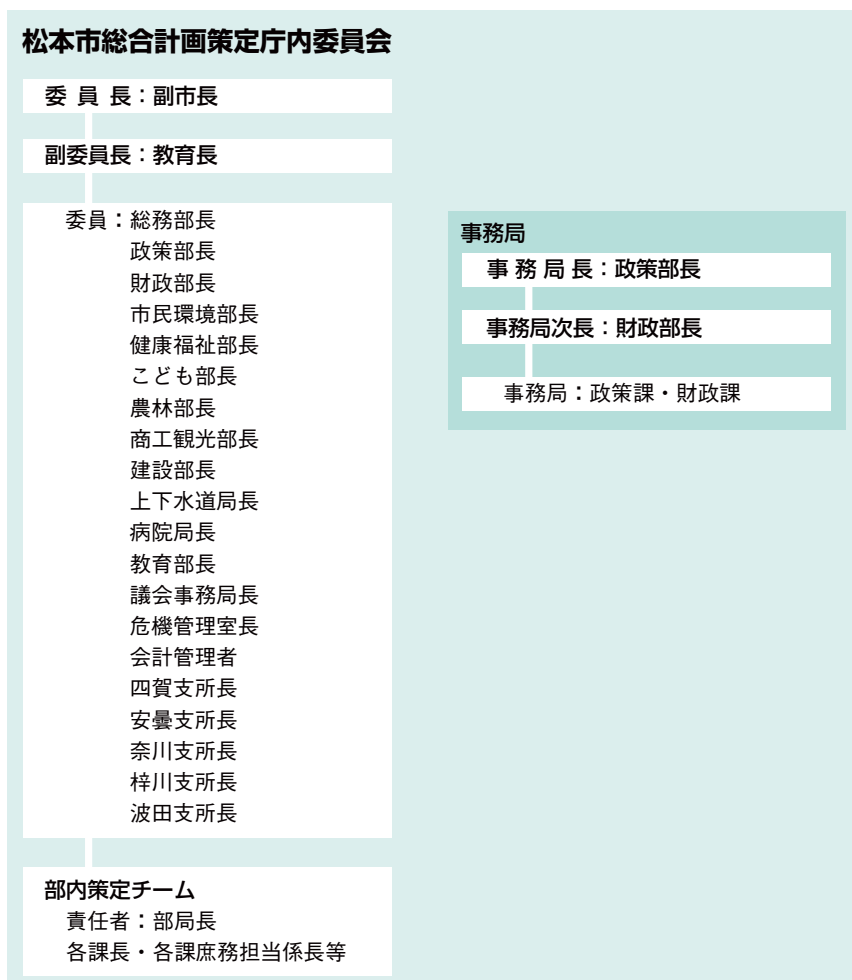


# 付 属 資 料

# 総合計画(基本構想2020及び第9次基本計画)策定体制



## 松本市総合計画策定庁内委員会組織図



## 策定経過

21. 10. 16 庁議において協議（基本的な考え方、総合計画策定体制について）
11. 2 庁内委員会第1回会議において協議（策定の進め方、市民会議の推薦について）
11. 18 議会総務委員協議会へ報告（市民会議の設置、策定スケジュールについて）
22. 1. 6 庁内委員会第2回会議において協議（市民会議の開催、アンケート調査について）
1. 14 議会総務委員協議会へ報告（市民会議の開催、アンケート調査について）
1. 30 市民会議第1回全体会議、各部会（委員委嘱、全体説明）
2. 4 庁内委員会第3回会議において協議（市民会議の開催について）
2. 27 市民会議第2回全体会議（基調講演、アンケート調査報告）
3. 15 庁内委員会第4回会議（諮問項目、市民会議の開催について）
3. 20 市民会議各部会（諮問項目の説明、協議）…… 以後随時開催
8. 9 庁内委員会第5回会議において協議（答申案、市民会議の開催、基本構想について）
8. 28 市民会議第3回全体会議（答申）
9. 16～17 議会総務・教育民生・経済環境・建設の各委員協議会へ報告（答申の概要、今後の対応について）
10. 5 庁内委員会第6回会議において協議（基本構想、第9次基本計画の策定について）
10. 13～15 議会総務・教育民生・経済環境・建設の各委員協議会へ協議（総合計画の策定について意見・提言の聴取）
10. 25 議会議員協議会へ協議（基本構想の策定について）
10. 26 基本構想（素案）に対するパブリックコメントの実施（～11. 15）
11. 18 庁内委員会第7回会議において協議（基本構想案について）
11. 29 議会12月定例会へ議案提出（基本構想の全部改正について）
23. 1. 12 庁内委員会第8回会議（基本計画の策定について）
1. 26 議会議員協議会へ協議（第9次基本計画の策定について）
1. 29 市民会議第4回全体会議（第9次基本計画素案の説明会）  
パブリックコメントの実施（～2. 18）
2. 28 庁内委員会第9回会議（第9次基本計画について）
3. 10～11 議会総務・教育民生・経済環境・建設の各委員協議会へ報告（第9次基本計画について）
3. 22 庁議において第9次基本計画の決定

平成22年 8 月28日

松本市長 菅 谷 昭 様

松本市総合計画策定市民会議  
委員長 後 藤 泰 一

## 松本市総合計画の策定について（答申）

平成22年 3 月20日付け諮問第 2 号及び第 3 号により諮問のありました、標記松本市総合計画の策定について、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 趣旨

当市民会議では、松本市総合計画策定に当たり、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるためには、総合計画の策定に市民が参画することが重要であると認識し、市民会議に 5 部会を設けて、市長から諮問のあった項目について、部会ごとに審議を重ねてまいりました。

本市を取り巻く現状に目を向けると、超少子高齢型人口減少社会の進展、世界的な不況の影響などによって、社会情勢は急激に変化しており、私たちの想定を大幅に超えるものとなっています。

このような状況において、市民の生きいきとした健康的な暮らしを支えるまちづくりを進めるためには、まちづくりの主役である市民と行政とがいっそう協働して進めていく必要があります。

20年先、30年先を見据えた市民主役のまちづくりを進めるため、この答申と各部会の審議の過程で出された意見・提言が、松本市総合計画に最大限反映されるよう努めてください。

#### 2 部会別の内容

別紙のとおり

## 基本構想部会

### ◇諮問項目

20年、30年後を見据えて、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるための総合計画のあり方と基本構想について

### ◇答申内容

- (1) 総合計画を構成する「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」については、政策、施策及び事務事業との関連を体系的かつ明確に位置付けてください。
- (2) 現在、市政の柱として位置付けられている「健康寿命延伸都市・松本」の創造の基本理念を、総合計画における基本理念として取り入れるなど、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を根幹にすえた総合計画としてください。
- (3) まちづくりの主役は市民であり、行政が市民活動をサポートするという協働の観点と、誰もが健康で生きいきと暮らすことができるまちづくりの推進、量から質への発想の転換を基調とする総合計画にしてください。
- (4) 「まちづくりの基本理念」の見直しに当たっては、上記のほか、地域の特性や資源の有機的な活用を図り、持続可能なまちづくりの視点に立って検討してください。
- (5) 「まちづくりの経営方針」の見直しに当たっては、めざす将来のまちの実現のため市民が中心となって取り組み、行政がそれを下支えするといった観点で検討することとしてください。  
また、市民、行政それぞれの役割を担う協働のまちづくりを進めるため、施策の優先性、重点化及び事業の選択と集中を実行し、持続可能な経営方針を明記することを検討してください。
- (6) 基本理念の下にそれを具現化するいくつかの政策を位置付けるとともに、人と人、人と地域とのつながりが深く、文化・環境を大切にすまちづくりをめざす視点で新たな都市像を検討してください。
- (7) 「キャッチフレーズ」については、基本理念等に沿ったものとし、できるだけ簡潔なものとしてください。
- (8) 目標年度における想定人口を明記する場合は、人口減少・少子高齢化の現状を踏まえたものとしてください。
- (9) 各施策には、具体的な数値目標を設定し、わかりやすい内容としてください。

## 行財政・防災部会

### ◇諮問項目 1

市民の目線で見た今後の行政経営のあり方等について

### ◇答申内容

超少子高齢型人口減少社会を迎え、地方自治体を取り巻く情勢がますます厳しさを増す中で、合併に伴う諸課題や複雑化する住民ニーズに対応するため、常に市民の目線に立ち、主役である市民のために、聖域なき行政改革に取り組むこととし、全職員が一丸となって次の施策を講じてください。

- (1) 行政として行うべき業務を見直し、市職員が担うべき業務の絶対量を減らしていくための事業仕分けの導入
- (2) 事務事業の必要性について見直しを図るため、市職員だけでなく、外部の多様な視点を取り入れた総合的評価システムの導入
- (3) 税収等に見合った職員・議員の給与、職員数の見直し及び正規職員削減に伴う非正規職員の常態化など労働問題の全体的な議論の必要性の検討

- (4) 時代に適応した組織の構築と新たな行政経営手法の導入による業務の一層の効率化及び資産管理の適正化
- (5) 行政改革により行政サービスの低下が予測される事務について、市民の理解を得るための努力と、これを受け入れる市民意識の醸成
- (6) 合併後の支所業務について、支所で実施すべき業務（現場業務等）と本庁等において対応すべき業務（事務的業務等）の仕分けによる、適正な人員配置と業務の効率化の推進

### ◇諮問項目 2

高度情報化時代における行政サービスの展開について

### ◇答申内容

多くの市民が、進化する情報通信技術の恩恵を享受し、より安心して豊かに生活できる社会の実現を目指すために、次の施策を講じてください。

- (1) 個人情報漏洩防止の徹底に向けた環境整備の推進
- (2) 日々進化する情報技術に対応したシステムの構築と利用者のニーズに応える新たなコンテンツの導入の検討
- (3) 情報通信技術が進展し便利になる一方で、直接触れ合う機会が減少する中、「手から手への暖かいサービス」、「お互い顔を見合い、接する行政サービス」など窓口サービスの充実
- (4) 情報弱者に配慮した環境整備の一層の推進

### ◇諮問項目 3

多文化共生施策の推進について

### ◇答申内容

松本市内に暮らす外国人と同じ市民としてお互いの文化・歴史・価値観などを尊重し、暮らしやすい多文化共生社会を目指すため、次の施策を講じてください。

- (1) 地区福祉ひろばなどの利用者が主催する日本語教室などを活用した、地域が連携し、多文化共生のメリットや楽しさを理解する施策の推進
- (2) 外国人同士によるネットワークづくりへの一層の支援
- (3) 交流イベントなどへの小学生の参加による年少時からのきっかけづくり及び人権教育のさらなる充実
- (4) 外国人を多く雇用する企業の意識改革、企業同士の連携及び行政・在住外国人・企業による定期的な話し合いの場の創出
- (5) (仮称)多文化共生プラザの設置及び常駐する職員への外国人の登用の検討
- (6) 多文化共生条例制定の検討

### ◇諮問項目 4

危機管理体制の充実について

### ◇答申内容

市民の生命や財産を守り、市民が安全と安心が感じられるまちづくりを推進し、過度に防災施設整備に依存することない危機管理体制を構築するため、次の施策を講じてください。

- (1) 橋りょうの耐震化、都市型水害対策、一時避難可能な都市内空き地の確保など、災害に強いまちづくりへ向けた整備の一層の推進
- (2) 住宅の一部耐震化を含めた個人住宅耐震化の促進
- (3) 小中学校等の機能を活用した防災拠点整備の推進
- (4) 地域における自主防災組織体制の明確化を図るとともに、隣組等小規模単位での市民共助体制構築の促進
- (5) (仮称)防災意識推進員制度の創設の検討
- (6) 自分たちの身は自分たちで守るといった住民の意識改革及

び防災意識向上のための市民啓発の推進

- (7) 災害時等における避難場所等への情報手段の確保の推進
- (8) 消防団員確保に向けた機能別団員制度の活用及び消防団協力事業所への支援の拡充

◇諮問項目 5

公共交通機関の維持に向け、市民、交通事業者、行政が果たすべき役割について

◇答申内容

公共交通機関の維持に向け、市民、交通事業者、行政の協力・連携の下、次の施策を講じてください。

- (1) 過度に自家用車に依存しない社会の実現とそのための意識改革や環境整備の促進。さらに、地域にとって必要な公共交通は、地域住民が守るといった意識の醸成
- (2) 交通事業者による住民ニーズや社会情勢の的確な把握及びより利用が見込める路線設定の促進
- (3) 利用者の立場にたった路線バス車両の配置の促進及び快適性の向上に向けた環境整備の検討
- (4) 将来を見据えた交通政策のあり方として、LRT（路面電車）、トランジットモール（市街地への自家用車の乗り入れ規制）、環状線等ハード面整備の検討
- (5) 集約型都市構造の実現に向けた、周辺地域を含めて効率的に結ぶ公共交通環境の整備の検討
- (6) 国政等の動向を的確に捉え、民間事業者との連携による公共交通環境の整備の推進
- (7) 地域の支え合い、助け合いによる「社会弱者の足」の確保の検討

◇諮問項目 6

地域住民と行政（市）との協働のあり方及び地域づくりに対する市の支援のあり方について

◇答申内容

地域の課題を住民が主体となって解決する住民自治の仕組みと住民自治を支える行政の仕組みを構築し、地域づくりを地域と行政の協働により進めていくため、次の施策を講じてください。

- (1) 自主防災組織等を含めた町会機能と町会に対する行政支援のあり方について見直しを行い、町会と行政の役割について新たなシステム再構築の検討
- (2) 「地域による地域づくり」の原点としての地区福祉ひろばや公民館の活用を通して、子どもとお年寄りとの交流による地域における支え合い意識の醸成
- (3) 地区福祉ひろばと公民館機能について、業務の再配置及び最適化の検討
- (4) 様々な年代における「地域づくり」に対する教育、意識啓発の推進及び団塊の世代等を中心とした地域のために貢献したいという高齢者の活用方法の検討
- (5) 地域の大学との連携による地域課題解決への支援の検討

◇諮問項目 7

松本らしいユニバーサルデザインのまちづくりについて

◇答申内容

ユニバーサルデザインの考え方を広くまちづくりに活かしていくため、また、本市の特長をアピールできる、松本らしいユニバーサルデザインの構築に向けて、次の施策を講じてください。

- (1) 自動車最優先から、自動車より自転車、自転車より歩行者

を優先する意識の醸成と人を優先した道路整備及び交通ルールを順守する市民意識の醸成へ向けた検討

- (2) 「観光客が歩いて回遊できる中心市街地のユニバーサルデザイン化」、「誰もが安心して住めるまちづくり」を意識した整備の推進
- (3) 松本の特長である「観光資源」を活かし、市民、事業者等による「おもてなしの心」、「心のふれあい」といったソフト面の教育の推進
- (4) ユニバーサルデザインを基本に造られた道路などを広く紹介するとともに、利用者の視点に立った教育の推進

◇諮問項目 8

文化振興による地域活性化、まちづくりについて

◇答申内容

市民協働活動、文化ボランティア活動等による文化振興を通じて、地域の活性化、まちづくりにつなげていくため、次の施策を講じてください。

- (1) 市民が「観て楽しむ」まちづくり、ボランティア等が「運営する側として楽しむ」まちづくりの双方を充実させていく支援の検討
- (2) ボランティア組織の維持に向けた「やる気」、「楽しさ」が持続していく支援の充実及びボランティアリーダーの育成支援
- (3) こどもの頃からの文化・芸術に触れあう機会の拡充及び多くの人が気軽に楽しく触れあえる機会の創出の検討
- (4) 既定の形にとらわれない、市民の文化芸術活動の発表の場に向けた環境整備の推進

◇諮問項目 9

新たな財源確保の提案について

◇答申内容

超少子高齢型人口減少社会を迎え、これまでの人口増加を前提とした成長型の社会経済の仕組みが大きな転換期を迎えている中で、持続可能なまちづくりを進めるための新たな財源確保、歳出削減に向けて、次の施策を講じてください。

- (1) 市の事業を仕分けし、無駄を省くとともに、優先順位による事業の実施
- (2) 公共事業を含め、事業の必要性、優先度については、市職員だけでなく外部からの多様な観点による外部評価を取り入れ、事業の見直しを図る総合的な評価システム構築を検討
- (3) 過去の政策を検証、分析し、その上に立って10年～20年先を見据えた松本に「人」が集まる施策の総合的な実施
- (4) 市への貢献者、寄贈者等への活気が出る楽しいインセンティブ（何らかのお礼）制度の創設及びPR体制の整備
- (5) バイオマス、環境など時代に即応した産業の創出による財源確保策の検討

## 教育・福祉部会

◇諮問項目 1

市民の健康維持増進に向けた保健・医療施策の推進について

◇答申内容

子どもから高齢者まで市民が、健康で、いきいきと元気に暮らせる健康寿命を延ばすまちづくりを進める社会をつくるために、次の施策を講じてください。

- (1) 健康づくりに関する情報提供や環境整備の推進  
広報、マスコミ、チラシなどの活用、健康手帳の利用及び

## 整備

- (2) 地域における「身近な人との関わり」の施策の実施  
公民館の有効活用
- (3) 食生活の改善や日常生活における身体活動量の増加に向けた施策の推進  
食育、啓発活動、歩数計
- (4) ワクチン予防接種の充実  
子宮頸ガン、新型インフルエンザなど
- (5) 各種検診の受診率向上を含む検診体制の充実  
歯科検診

### ◇諮問項目 2

共に支え合う地域社会の実現に向けた施策の推進について

#### ◇答申内容

障害のあるなしに関わらず、共に支え合い、だれもが安心して生きられる（暮らせる）地域社会実現のために、次の施策を講じてください。

- (1) 地域の中で「人権」について考える機会の充実
- (2) 障害・病と共に生きている方、病を乗り越えた方・高齢者介護等の実体験を知る機会の充実
- (3) 行政・地域・職域・医療が連携し、共に生きやすい体制の整備  
ワークライフバランス（仕事と私生活との調和・両立）やうつ対策など
- (4) 災害時要援護者救護などにおけるネットワーク体制の整備  
行政・介護事業所のケアマネージャー・医療機関のソーシャルワーカー・地域などとの連携
- (5) 町会が中心となった福祉活動の推進

### ◇諮問項目 3

高齢者福祉施策の推進について

#### ◇答申内容

住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を迎え、自立し、生きがいを持って暮らすことができる社会にするため、次の施策を講じてください。

- (1) 高齢者福祉の計画立案とサービスの充実  
地域包括支援センター機能の充実、在宅介護者への支援、成年後見制度の充実
- (2) 高齢者に住みやすい生活環境づくりの推進  
公共交通の整備・充実、独居者への見守り・支援、買い物支援
- (3) 高齢者の社会参加の支援と共生・相互扶助の促進  
地域福祉・地域づくりを担う高齢者の育成、生きがいづくりの支援
- (4) 介護・医療に関わる人材の確保と関係者の連携の推進  
介護職員の待遇改善、専門職や地域の人材の確保、介護に対する学習の推進
- (5) わかりやすい情報提供と相談機能の充実  
身近な場所での相談体制
- (6) 高齢および高齢者に対する理解の醸成  
認知症に対する知識と理解

### ◇諮問項目 4

子育て支援施策の推進について

#### ◇答申内容

今後の子育て支援及び発達障害児支援などについて、次の施策を講じてください。

- (1) 病児・ひとり親家庭への保育支援の充実
- (2) こんにちは赤ちゃん事業の評価と強化
- (3) 松本市放課後児童健全育成事業へのきめ細かな支援
- (4) 祖父母・父親への子育て講座の充実、育児休暇取得・ワークライフバランスなどの推進
- (5) 発達障害を学ぶ機会の充実
- (6) 療育センター（仮称 発達障害者支援センター）の設置  
ア 幼稚園・保育園入園前における、発達障害の明確な判定が困難なこども・親などに対する支援の充実  
イ 幼稚園・保育園・学校と家庭、親と兄弟姉妹などの間を取り持つコーディネーター養成、保育士などの研修  
ウ 発達障害児の兄弟姉妹・家庭に対する相談事業（就労支援も含む）などの充実
- (7) 子育て支援などに関する事業間・部局間連携

### ◇諮問項目 5

次代を担うこどもの育成について

#### ◇答申内容

地域の中で、次代を担うこどもが安全で健やかに育つために、次の施策を講じてください。

- (1) 地域の中で、いろいろな体験や多くの人との交流を通じた事業の推進  
職業体験、もの作り体験、世代間交流など
- (2) 親育ちの支援  
親と子がもっと関われるような家庭教育力の向上
- (3) こどもが夢を描けるような出会いの創設
- (4) 心のケアに関する専門相談員の養成  
いじめや不登校、非行、虐待などの心のケア
- (5) 中・高校生のジュニアリーダーの養成  
こどもの自主性、主体性を育む
- (6) こどもが安全に遊べる場所の確保

### ◇諮問項目 6

学校・家庭・地域の連携を進める方策について

#### ◇答申内容

地域でこどもを育てていくため、学校・家庭・地域の連携を図るよう、次の施策を講じてください。

- (1) こども・家庭・学校現場に起きている社会的問題などを学ぶ機会の充実
- (2) 地域連絡協議会参加者の拡大と定期的な交流促進  
学校と地域における、課題の共有と解決案の検討
- (3) 学校評議員の選出の幅の拡大  
より多くの地域住民の声を学校側との率直な意見交換により学校運営に反映
- (4) 学校ボランティアの募集の拡大と研修の充実  
児童・生徒・教員のよき相談相手となるボランティアの養成
- (5) 不登校児などの支援の充実  
地域住民・大学生らによるピアサポーターを養成、活動場所として公民館などを活用

### ◇諮問項目 7

生涯学習推進（支援）のあり方と連携について

#### ◇答申内容

市民が、生涯にわたりいつでも学び、文化的な活動ができる環境整備を推進するために、また、地域社会を形成する者同士として共に学び合う社会を実現するために、次の施策を講じて

ください。

- (1) 公民館、図書館、博物館、美術館などの連携の強化  
市民協働の活動、共同企画、地域間交流、図書館によるポータル機能
- (2) 専門職員の適正な配置と資質の向上
- (3) 住民が参加する地域の課題を学ぶ場づくり  
地域課題の掘り起こし、地域リーダーづくり、ボランティアの活用、多様な人々の参集
- (4) 多様な情報・資料を入手できるしくみの構築  
図書館の機能拡大、地域情報・学習情報の提供
- (5) 実施した事業の記録と検証

#### ◇諮問項目 8

文化遺産の保存・伝承と活用について

#### ◇答申内容

市民が国宝松本城、基幹博物館などの市有文化遺産と松本固有の風土や伝統に親しみと誇りを持ち、暮らしの中で活用する地域資産として保存・継承するために、次の施策を講じてください。

- (1) 市民による市有文化遺産の利用、活用の促進  
優待券、床磨き、地区の日開放 Day、市民への無料開放、一口城主、出張展示
- (2) 身近な文化遺産、伝統行事の発見と再評価、その遺産を継承するための体制の充実  
青山様、ぼんぼん、歴史探検隊
- (3) 伝道者の確保・育成の推進  
市民研究者、大学教授などの人材活用、学芸員の育成
- (4) 市民が文化遺産、伝統行事に関心を寄せ学ぶための環境整備  
基幹博物館、公民館の利用
- (5) 文化保持・継承に関する情報提供や環境構築の推進  
文化保存伝承センター、本や CD などのメディア展開

#### ◇諮問項目 9

地域における生涯スポーツ活動支援体制の構築について

#### ◇答申内容

健康に対する意識の高揚を図り、健康寿命延伸に向けて、多様なニーズに応えられる地域の生涯スポーツ活動支援体制構築のために、次の施策を講じてください。

- (1) 地域全体でスポーツを支える環境の基盤整備  
活動場所の確保、施設の充実、指導者養成の支援・強化、高齢者・障害者に向けたスポーツ環境の充実、ウォーキング、体操など取り組みやすいスポーツ活動の支援、ウォーキングマップの充実、運動処方構築
- (2) 総合型地域スポーツクラブの設立、活動支援  
地域住民による人生のライフステージに応じた生涯スポーツ活動の充実、スポーツを通じた地域力の再生
- (3) 高齢者に向けたニュースポーツの普及、推進
- (4) 各種健康教室、スポーツ教室の開催、支援強化

## 経済・環境部会

#### ◇諮問項目 1

地球温暖化防止対策について

#### ◇答申内容

地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出の削減を図るため、次の施策を講じてください。

- (1) 地球温暖化要因の数値化、温室効果ガスの排出削減目標の設定など、産・学・民・官の問題意識の共有の推進
- (2) 一般家庭における照明の LED 化、徒歩・自転車・公共交通機関への移動手段の転換の促進
- (3) 事業者における省エネルギー計画の策定、鉄道・電気自動車への輸送手段の転換の促進
- (4) 廃棄物減量対策の推進
- (5) 自然エネルギー活用支援の充実
- (6) 交差点改良などの交通渋滞対策の推進
- (7) 歩道・自転車道の整備の推進及び公共交通網の整備の促進による環境にやさしいまちづくりの推進
- (8) 市民、事業者の意識改革を図るための各種環境関連講座等の一元化・コーディネート、町会役員の活用などの環境保全教育・啓発体制の充実

#### ◇諮問項目 2

ごみ減量対策の推進について

#### ◇答申内容

市民や事業者を含めた全市的なごみ減量化と再資源化を図るため、次の施策を講じてください。

- (1) ごみ削減の目標値の設定、削減実施計画の策定など、全市的な取組みの推進
- (2) 包装の簡略化の促進、レジ袋の削減などのごみを発生させないシステムの検討
- (3) 事業系ごみの分別、減量、資源化などの啓発、指導の強化
- (4) 常時回収、民間団体等による集団回収活動の促進などの資源物回収体制の充実
- (5) リターナブルびん使用の促進

#### ◇諮問項目 3

市民協働による自然環境保全対策について

#### ◇答申内容

本市の恵まれた自然環境を次代につないでいくため、次の施策を講じてください。

- (1) 産・学・官が連携した自然環境保全の啓発の推進
- (2) 市民、事業者の意識改革を図るための各種環境関連講座等の一元化・コーディネート、町会役員の活用などの環境保全教育・啓発体制の充実
- (3) 地域住民との協働による不法投棄対策の推進
- (4) 歩道・自転車道整備などの環境にやさしいまちづくりの推進

#### ◇諮問項目 4

農業・農村の活性化方策について

#### ◇答申内容

本市の農業基盤の維持及び農業所得の向上を図るため、次の施策を講じてください。

- (1) 農業後継者、新規就農者などを含めた担い手に対する支援の拡大、充実
- (2) 中高年齢者や、ヘルパー制度等を活用した新たな担い手支援策の検討
- (3) 生産から販売までの新たな仕組みと消費者とのネットワークづくりの推進
- (4) 食育の推進、特産品の開発、新たな販路開拓及び他業種連携などによる地産地消をはじめとした消費拡大の推進
- (5) 遊休荒廃農地の自然的利用や、体験農場への転換などによる再生促進



- (6) 生産活動を通じた農地保全の推進
- (7) 農業、農村の持つ多面的機能の維持及び理解の促進

◇諮問項目 5

都市と農村の交流について

◇答申内容

都市との交流による農村の活性化を図るため、次の施策を講じてください。

- (1) 都市住民への総合的農業情報の発信と学習機会提供の推進
- (2) オーナー園、農村宿泊体験などグリーンツーリズムを活用した交流促進
- (3) 他業種とのイベントの連携開催などを通じた交流の促進
- (4) 産地ブランドの認知、確立、普及及びブランドを活用した観光誘客の促進

◇諮問項目 6

市民参加の森林づくりについて

◇答申内容

市民参加による本市の豊かな森林環境の保全、整備を図るため、次の施策を講じてください。

- (1) 市民が参加、実施できる森林の確保の推進
- (2) ボランティアなどの人材育成や組織化の促進
- (3) 市民が参加しやすい環境づくりの推進
- (4) 里山への関心を高めるための学習・啓発活動の推進
- (5) 地域産材の活用を総合的に企画する既存組織への参加及び組織の活性化
- (6) 小学校などでの「木育」の推進

◇諮問項目 7

中心市街地の活性化について

◇答申内容

市民や観光客が集い、歩く魅力ある中心市街地のまちづくりの推進を図るため、次の施策を講じてください。

- (1) モデル地区の取組みなど、店舗、商店街、地区ごとの個性・魅力づくりの促進
- (2) 文化・食・湧水などの松本の特徴を活かした回遊ルートの整備や案内板、観光ガイドなどの回遊性を向上させるための環境整備
- (3) イベントを活かした店舗、商店街づくりの推進
- (4) 来街手段としての公共交通利用の促進と中心市街地における駐車場のあり方の検討
- (5) 回遊性向上のための公共交通システムの検討
- (6) 事業者による体験型商品開発の促進
- (7) 中心市街地関係者だけではなく、中心市街地を訪れる市民の視点も交えた中心市街地活性化推進組織の構築

◇諮問項目 8

地域特性を活かした個性・活力ある産業の振興、育成について

◇答申内容

本市の産業の活性化を図るため、次の施策を講じてください。

- (1) 医療・健康・福祉、環境・エネルギーなどの成長分野にターゲットを絞った企業誘致と育成、支援の実施
- (2) 研究機関・開発型企業の誘致や、国の制度の活用等による産学官連携プロジェクトの推進
- (3) 企業誘致に向けたインパクトや実効性のある優遇措置の実

施

- (4) 地域企業の課題を産業ごとに検討するシステムや業種転換、業態転換への支援の検討
- (5) 開発製品に係る販路開拓への支援・協力

◇諮問項目 9

インバウンドを含む広域観光の推進について

◇答申内容

本市の恵まれた観光資源を活かした、より効果的な観光誘客を図るため、次の施策を講じてください。

- (1) 大都市圏でのフリーペーパーへの広告掲載
- (2) WEBサイトの充実、モバイル環境の整備などによる海外観光誘客の推進
- (3) 近隣市町村と連携した魅力ある広域観光ルート、共通のテーマによるモデルルートの提案、PR
- (4) 空港アクセスの充実
- (5) ホスピタリティ教育の促進
- (6) 木工体験や自然観察などの体験を通じた滞在観光の推進
- (7) 地図や案内表示の充実
- (8) 健康と観光を結び付けた着地型商品の開発
- (9) コンベンション、修学旅行の誘致の強化

◇諮問項目 10

次代に繋がる人材育成について

◇答申内容

本市にある優れた技術の次代への継承を図るため、次の施策を講じてください。

- (1) 活性化、企業メリット、将来性を考慮し、対象技能を明確にした施策の推進
- (2) 育成指導者認定制度、市独自の技能認定制度の創設
- (3) 日本一を目指した人材確保のための支援・助成の実施
- (4) 目標設定、計画化など産業としての自立化を目指した支援の実施
- (5) 技能に対する評価を高めるための情報発信と啓発

## 建設・水道部会

◇諮問項目 1

公共交通等を優先した人にやさしいまちづくりについて

◇答申内容

公共交通等を優先した人にやさしいまちづくりのため、新たな公共交通体系をハード的に整備し、セーフティネットを確保しながら、市民の意識転換を図る施策を講じてください。

- (1) 移動制約者のセーフティネットとなる公共交通ネットワークの構築及びその基軸となる次世代型公共交通システムの実現をめざした検討
  - ア 中心市街地における交通システムの検討
  - イ 郊外部から中心市街地や最寄りの駅へ行くための交通システムの検討
- (2) バスレーンの整備を併用した既存の公共交通（タウンズニューカー等）について、市民との協働で行う利便性向上の促進（低料金化、便数増加、コースの変更等）
- (3) パークアンドライド・サイクルライド等の交通システムの整備
- (4) カーフリーデーの取組み強化等による公共交通への転換を促す市民意識の醸成

◇諮問項目 2

中心市街地のまちづくりについて

◇答申内容

中心市街地（主として内環状線の内側）のにぎわいのあるコンパクトなまちづくりのために、環境に配慮して、人にやさしい移動手段を確保しながら、市民と協働する場所や組織を確保し、ソフト的な整備をめざしてください。

- (1) 街なか居住を推進し、併せて働くことのできる環境の整備
- (2) 公共交通の利便性を向上させ、交通弱者も気軽に移動できる環境の整備
- (3) 今ある昔ながらの街なみ等、地域的資産を活かした整備
- (4) 街中でのイベント等を、リアルタイムで知ることができるような広報・情報発信拠点の整備
- (5) 市民と協働して「まちづくり」を継続的に進めていくためのシンクタンクの組織の設立

◇諮問項目 3

安全・安心な交通環境の整備について

◇答申内容

今ある道を有効に活用して、子どもからお年寄りまでが、安心して歩くことのできる歩行空間と、自転車に安心して乗れる走行空間の整備を推進するとともに、思いやりと譲り合いの心を醸成し、交通事故のない安全で快適な交通環境を実現するために、次の施策を講じてください。

- (1) 現道を有効に活用した歩道の整備と自転車レーンのネットワーク化
- (2) 放置自転車対策とのバランスをとりながら、市街地への自転車駐車場設置の検討
- (3) 市民と協働で「思いやり」と「譲り合い」の交通マナーの醸成

◇諮問項目 4

幹線道路及び生活道路の整備について

◇答申内容

道路は基本的な都市施設であり、すべての人々の生活の基盤となるものです。

これからの社会情勢の変化を確実にとらえ、広域的な連携・交流に寄与し、総合的に機能する道路網の確立と、市民生活に密着した道路整備のため、整備や優先順位等について、次の施策を講じてください。

- (1) 広大化した市域を有機的かつ機能的に結ぶ幹線道路整備
- (2) 渋滞の緩和・移動時間の短縮・防災機能の強化等、総合的に機能する幹線道路網整備
- (3) 脱自動車依存型社会をめざす道路整備の検討
- (4) 環境に配慮し、人にやさしい道路整備
- (5) 長・中期的に計画された幹線道路の優先的整備
- (6) 受益者との協働と、選択と集中により、質の高い安全・安心な生活道路整備

◇諮問項目 5

河川水路の整備について

◇答申内容

流出量の抑制など市街地の溢水に対応した河川・水路<sup>(※)</sup>の効率的・効果的な整備促進のため、ハード・ソフトの両面から、次の施策を講じてください。

- (1) 雨水渠の整備及び一級河川の改修など治水を基本とする河川整備促進

- (2) 流出量を抑制するため、総合的施設などの整備
- (3) 親水性・多自然型など、自然環境に配慮した河川・水路の整備
- (4) 水害に対応した危険情報伝達方法、避難体制の整備
- (5) 国・県が策定する河川整備計画への市民意見の反映

※ 河川：雨や雪等の降水や地下水を水源として一年中又は一時的に水が流れ、市が管理しているもの

※ 水路：水を流すために人工的に造られ、市が管理しているもの

◇諮問項目 6

住宅及び住環境の整備について

◇答申内容

超少子高齢型人口減少社会のなかで持続可能なまちづくりを進めていくため、まちなか居住など住宅と都市機能を効率的に結び付けていく住環境の整備が必要ですので、次の施策を講じてください。

- (1) 空き家解消のための借り上げ制度などの活用や宅地の有効利用を推進
- (2) 市民との協働による地域コミュニティの形成・維持を推進
- (3) 公共交通政策との連携によるまちなかや郊外など地域の実情に合わせた住環境の整備促進
- (4) 安心して暮らせるための住宅困窮者に対するセーフティネットの整備
- (5) 建物の建替えや耐震化を促進するための周辺環境整備

◇諮問項目 7

市民協働による維持管理について

◇答申内容

市民の身近で大切な財産である道路、河川、水路、公園及び緑地の維持管理について、市民と行政が協働して実施するため、次の施策を講じてください。

- (1) 町会という協働の組織を維持しつつ、計画段階から市民等が参画し、整備後協働しやすい環境づくりの推進
- (2) 市民等への協働意識の醸成

◇諮問項目 8

上下水道施設の環境に配慮した効率的・有効的な整備について

◇答申内容

上下水道施設の整備にあたっては、環境に配慮するとともに財政状況を考慮し、次の施策を講じてください。

- (1) 環境負荷を低減させるための積極的な施設整備
- (2) 下水道副産物の環境に配慮した有効活用の検討
- (3) 安全安心な水を供給するための水質管理の充実
- (4) 災害に強い施設整備

## 基本構想部会

### 1 まちづくりの基本理念について

- (1) 「健康寿命延伸都市・松本」の創造に基づき、次の点が大事にされることを願う。

「人が中心」、「人と人がつながっている」、「人が協力して社会の課題を解決する」

- (2) 人と環境にやさしいまちづくり

(ユニバーサルデザイン、バリアフリー、カーフリー)

人が健康で安心して住めるまちづくり

(健康寿命延伸都市、安全・安心(防災、防犯))

人と人との結びつきを大事にするまちづくり

地域の個性や特性を活かした自主自立のまちづくり

- (3) インフラの整備と住民の考え方の啓発により実践される「持続可能な街・環境づくり」

- (4) 脱車社会的な観点でのまちづくり

- (5) 優れた自然環境の恵みと、先人が培ってきた数々の資産を活かし、未来の子供たちにより豊かな資産を伝えていくが、私たちの大きな使命です。

一人ひとりをそして地域を最も大切な存在として捉え、個・地域の力を存分に引き出し、高めあえ、社会の出来事とともに考えるコミュニティ作りを大切にします。

身体的・精神的に心豊かに生きることを、基本的な構想と考え、様々な資源を新たな形で結びつけ、健やかに・穏やかに・生き活きと、誰もが輝ける存在として、松本が在ることを誇りに思うまちづくりを目指します。

健康寿命延伸都市の理念は、現代を生きる人間として、人種・性別・国を超えた永遠のテーマとして捉えた内容であり、その大いなる命題「健康寿命延伸」を一都市の政策に掲げることは、大変なプロジェクトだと思います。

この中には、大きな決意や政策として成功するための何らかの施策がすでにいくつも掲げられています。この理念を基にした基本構想を提案したいと思います。

### 2 まちづくりの経営方針について

- (1) 前回の経営方針に「健康寿命延伸都市・松本」の創造を加える。

- (2) 住民がまちづくりの主役です。住民が自分のこととしてまちづくりに関心を持ち、まちの課題に取り組み、参加し提言するということが実現できる体制づくりが必要です。

そのためには、以下の点も考慮される必要があります。

・ 児童のうちから社会に関心を持ち、社会に関わる教育をして、社会を形成する市民を育てること。

・ 行政は市民と協働でまちづくりを進めますが、計画推進、業務遂行にあたっては、市民から権限を寄託されているので、自信と責任をもって遂行してください。

そのためには、現在よりさらに専門的な職員が大事にされ、その働きを十分に発揮できるようにする必要があります。また、職員の研修も大事です。

- (3) 自律的で持続可能な財政基盤の確立

社会環境の変化や市の役割を踏まえた組織体制の確立(人でないといけない住民サービスを主とし、ITの利活用で電子市役所をめざす)

- (4) 職員の人材育成、職員の適正な業績評価、職員の適正な配置(これら3つは、育成を行い、良い職員を増やしていくこと、そして、職員の適切な評価を行うことにより、業績に見合った配置を可能にする、ということから入れました。)

適正な事業評価(責任の所在を明確にし、改善方法を明示する、という意味です。)

- (5) まつもとの顔づくり

～世界に発信する「健康寿命延伸都市」の創造

世界的にも都市として優れた自然環境に恵まれている特性を活かし「健康寿命延伸都市」として、世界に向けた発信する施策を提案し、魅力ある都市としての目標人口の達成を目指します。

- (6) 個々の力を活かした質の高い協働を目指す

～「個人」の持つ力を存分に活かせる環境づくりを基本にした協働の礎の確立

能力のある行政マンを適材適所に配置し、熱い思いや高い専門性を持つ市民の力を、まちづくりに存分に活かし、お互いの能力を何倍にも引き上げていける関係づくりとチームづくりが質の高い協働が、実現できる道になります。

- (7) 誰もが輝く未来のための「環境」づくり

～それぞれの持つ特性を全体に活かせる市政を目指す

ア 誰もが健康でいられるための健康環境づくり

イ 社会的弱者が健全に暮らせるための生活環境づくり

ウ 若者が定住出来る社会環境づくり

エ 歩・自転車・公共交通などの、誰もが快適で過ごせる次世代交通の環境づくり

オ 空き地・空き家・空き店舗・広場などより有効的な空間環境づくり

カ 大きな視野・視点で社会を考える環境づくり

(年代・性別・過疎地と中心市街地)

キ 豊かな自然を保全、活用する自然環境づくり

- (8) 資源を活かした経営方針

～自然環境・歴史的(中世・近代・昭和)資源・各種産業・人の資源・ネットワーク(コミュニティ)

身体的・精神的に心豊かに生きることを、基本的な構想と考え、様々な資源を新たな形で結びつけよりよいものに構築していく経営方針を望みます。

目指す道をしっかり捉え、確かな企画・無駄のない財政管理・人材管理と事業実現・実りのある実績・評価を推進します。

### 3 将来のまちの姿について

- (1) 健康寿命延伸のまち

- (2) 自然も含めた3ガク都(岳・楽・学)のまち

- (3) 環境、心、安心・安全をキーワードにしたまち

- (4) 人とのつながりのある地域社会の形成

- (5) 健康な生活を実現する自然との調和

- (6) 安心して暮らせる生活環境

- (7) 楽しみ、学び、人と育つ生涯学習社会

- (8) 活力ある産業社会

- (9) まちを記憶し、まちを考え、まちの未来につながる情報組織

- (10) 「FECの地域内自給自足権（圏）」の形成による都市モデルをめざす（food）、エネルギー（energy）、人を慈しむ（広い意味でのケア＝care）すなわち FECの地域内自給自足権（圏）の確立
- (11) 誰もが明るく元気に過ごせるまちづくりをめざす
- (12) 市民の力みなぎり、安心して働けるまちづくりをめざす
- (13) 人・文化・環境を大切にすまち
- (14) 互いを尊重し思いやる人を育むまち
- (15) まつもとの顔として、世界に発信する健康寿命延伸都市 まつもと
- (16) ひとりひとりの力を活かし繋げる協働のまち
- (17) 誰もが輝ける未来を夢見ることができるまち
- (18) 様々な資源を有機的に結び合えるまち
- (19) 子育てしたくなる・終の棲家として選びたいまち

#### 4 まちづくりのキャッチフレーズについて

- (1) 「健康寿命延伸」をキーワードに
- (2) 大好きまつもと、誇りです！まつもと
- (3) 地域からはじまる、人と人とのつながりからはじまる
- (4) 人とつながってはじまる、人をはぐくむ、人がはずむ
- (5) 人とはばたく、まつもと
- (6) はじまりはわたし、わたしをはぐくむ。ひととつながる、ひととはずむ、ひととはばたく、まつもと
- (7) やさしさはぐくみささえあうゆたかなまつもと
- (8) 歩きたい 住みたい 響きあう 支えあう そして新たに生まれる「ひびきあいむすびあいはばたくまつもと」

#### 5 その他

以下のことが伝わるような基本構想であればよいと感じています

持続可能な環境・ヒト・街づくりのできるまち、次世代を育むまち

健康者はもちろん、子ども、障害者、高齢者にも住みやすいまち

## 行財政・防災部会

### 1 市民の目線で見た今後の行政経営のあり方等について

- (1) 市職員が担うべき業務の絶対量を減らす。
  - ア 職員だけでなく外部からの多様な観点によって、市の業務の仕分けをし、不必要な事業は取り止める。
  - イ 事業の必要性について、市民をはじめとする外部からの評価を取り入れ、事業の見直しを図るシステムの導入
  - ウ 管理職が先頭に立ち、一課一事業の見直しが必要
  - エ 次代を見据え、事業の内容を吟味し、優先度をつけて実施
  - オ 守秘義務責任の重い業務については、正規職員が担う。
- (2) 職員の給与体系の見直し検討
  - ア 税収に見合った給与体系の検討、また、給料の上限の設定
  - イ 職員の給料は、高コストである必要性は無い。
  - ウ 必要な正規職員数は確保するが、特別職などの給与を抑制するなどし、人件費総額は引上げない。
  - エ 正規職員削減に伴う非正規職員の常態化など労働問題（同一労働同一賃金）についての全体的な議論の必要性
  - オ 市役所における非正規職員の雇用、労働条件改善の検

討

- (3) 市議会議員定数及び報酬の削減の検討
- (4) 業務の効率化、見直し
  - ア 経費の効率化を図るため「市場化テスト」、「PFI」、「ファシリティマネジメント（FM）方式」の実施など様々な行政手法の導入検討
  - イ 補助金の適正支出と基準の見直し
- (5) 正規職員は、今以上に責任を持って業務にあたる。
- (6) 行政改革を進めることに伴い、行政サービスが低下することに対しては、市民もある程度の我慢をすることへの覚悟が必要
- (7) 公共施設、道路、橋梁などの資産管理の徹底、及び合併により生じた空いた公共施設の有効活用
- (8) 縦割り業務の弊害をなくし部局を超えて問題解決にあたる。
- (9) マネージメント強化を中心とした職員研修の実施
- (10) 複式簿記会計導入の検討
- (11) 行政情報などについて市民により分かりやすい提供方法の検討
- (12) 松本市の基礎体力をつけるため、経済対策を重点化した施策の推進
- (13) 合併地区の職員数は、合併前の半分以下になってきているが、他都市との比較など、合併の効果を最大限に発揮できるように、検証を行う。
- (14) 支所で無ければできない業務（現場業務等）、本庁等においても対応可能な業務（事務的業務等）の仕分けをし、効率化を図る。

### 2 高度情報化時代における行政サービスの展開について

- (1) 個人情報の漏洩防止の徹底を図る。（ハード環境の整備、セキュリティポリシーの遵守）
- (2) 必要な人がアクセスするシステムから、市から情報を配信するシステム（要登録）の構築とそのシステムの普及と活用
- (3) 新たなコンテンツ（電子入札など）の導入検討
- (4) パソコン等を活用した業務の一層の効率化
- (5) 新たなシステム導入の際には、費用対効果の検証
- (6) 情報通信技術の進展は、便利になる一方、人間関係の希薄化をもたらす負の側面もみられることから「手から手への暖かいサービス」、「お互い顔を見合い、接するサービス」も大事にしていく。
- (7) 情報通信機器を使えない人への配慮

### 3 多文化共生施策の推進について

- (1) 多文化共生の課題として、教育・就労など喫緊に対応すべく短期的な課題、コミュニティ支援、拠点づくりなどといった長期的な課題があり、両面から対応していく必要がある。
- (2) コミュニティ支援として必要なものは、以下のとおり。
  - ア まず、日本人が多文化共生のメリットや楽しさを理解する。
  - イ 外国人同士によるネットワークづくり及びそれに対する一層の支援
  - ウ 福祉ひろばなどで、その利用者が日本語教室を開催するなど、地域の理解と連携の推進
  - エ 交流イベントの開催等交流の場の提供とイベントへの小学生の参加による小さい頃からの理解と学校における

人権教育の充実

オ ホストファミリー制度の導入

カ 外国人を多く雇用する企業の意識改革、企業同士の連携、行政の各種支援

(3) 拠点づくりとして必要なものは、以下のとおり。

ア (仮称)多文化共生プラザの設置、また、広域単位での設置の検討

イ 常駐する職員など、多文化共生施策にかかわる人の教育が必要

ウ 常駐する職員については、実態を把握している外国人の採用について検討

エ 母国ボランティア、日本人ボランティアと取りまとめる職員の育成

(4) 施策推進に向けた環境づくりとして必要なものは、以下のとおり。

ア 「多文化共生条例」制定の検討

イ 車が無くても生活できる公共交通網の充実

ウ 「外国人集住都市会議」に広域レベルでの参加

#### 4 危機管理体制の充実について

(1) 松本市の防災全般について

ア 大規模なハード整備に頼らない、最近の気象状況、街の構造に対応した効果的なハード整備など、災害に強いまちづくりの推進

イ 多様化する災害に対応したマニュアルの作成

ウ 災害時に一時避難可能な都市内空き地の確保

エ 住宅の一部耐震化を含めた個人住宅の耐震化促進

オ 公共施設へのAED(自動体外式除細動器)の設置推進及び使用に関しての教育の推進

カ 小中学校への防災設備の設置推進

キ 防災マップを活用し、地区内を歩くことにより、普段から危険箇所などの把握に努める。

ク GISを活用した防災情報システム構築の検討

ケ 「生命」、「財産」に関するものは、最優先に実施

(2) 自主防災組織の結成、活動及び組織など活性化の推進について

ア 隣組等小規模単位での市民共助体制構築の促進(身近な隣組どうしの状況を認識しあえる仕組みづくりの必要性。また、普段からの隣近所の声掛けの実施)

イ 地域における自主防災組織体制の明確化

ウ (仮)「防災意識推進員」制度の創設

エ 地域の行事などへの講習会などの実施

オ 防災意識向上のための市民啓発の推進

(3) 災害時における情報収集・伝達手段の確保と防災対策の充実について

ア 災害時における避難場所への伝達手段の確保

イ GPS(衛星によるグローバル・ポジション・システム)の有効活用

ウ 自分たちの身は自分たちで守るという意識改革

(4) 消防団員の確保について

ア 機能別団員制度の活用

イ 消防団協力事業所への支援拡充

ウ 中学、高校、大学における「地域で何ができるか」を考える意識の教育の推進

(5) 広域圏における消防・救急・救助体制の充実について

行政の縦割りの弊害をなくし、迅速に対応できる仕組みづくりの必要性

5 公共交通機関の維持に向け、市民、交通事業者、行政が果たすべき役割について

(1) 現行の体制での公共交通の維持については、限界にきている。公共交通については、短期的な目標、10~15年先の都市構造も含めて検討していく必要がある。

(2) 市民の役割としては、

ア 地域住民にとって必要な公共交通は、利用するという意識を持つこと。また、利用がなくても維持していくべきであれば、維持に向けた地区住民としての負担の覚悟が必要

イ 過度に自家用車に依存しないで、パークアンドライドなどを利用するといった意識の醸成

(3) 交通事業者の役割としては、

ア 利用者にとっての路線バスの快適性の向上

イ 人目を引くデザインの導入の検討

ウ 住民のニーズを把握し、利用が見込める路線の設定促進

エ 雨の日など利用が多いときは便数を増やすなど利用にあつた車両配置の検討

オ 路線バスへの電気自動車の導入の検討

(4) 行政の役割としては、

ア 民間事業者任せでなく、国の補助を取込む行政と民間事業者の連携による公共交通環境の整備の推進

イ 将来を見据えた交通政策のあり方として、LRT(路面電車)の導入、トランジットモール(市街地への自家用車乗り入れ規制)、本格的なデマンド交通、環状線等ハード面の整備の検討。また、整備には多額の費用がかかるため、費用対効果については十分な検討期間が必要

ウ 中心市街地への都市機能を集約したコンパクトシティ化の検討

エ また、周辺部への「島」的なコンパクトタウンの検討

オ 「福祉」を切り口とした「交通弱者」対策に関する施策の実施

カ 各機関との連携強化により、バス停にすいすいタウン(無料貸し出し自転車)等を配備し、利用者の移動補助の推進

キ 文化、大学等の教育機関を分散することによる広域化を視野に入れた交通網整備の検討

6 地域住民と行政(市)との協働のあり方及び地域づくりに対する市の支援のあり方について

(1) 町会組織(機能)見直しの検討

ア 町会未加入世帯やマンションへなどへの転居新住民と旧住民との共存など課題に対し、町会自体も変わっていかなくてはならない。

イ 行政も、町会機能として何を期待していくかを仕分けし、町会と行政の役割について新たなシステム再構築の検討

ウ 災害時において、特に多くなってきている災害弱者への行政支援の必要性

エ (仮称)地域づくり研修センターの設置の検討

(2) 「地域による地域づくり」の原点としての地区福祉ひろばや公民館の活用

ア こどもとお年寄りの交流による地域における支えあい意識の啓発

イ 地区福祉ひろばや公民館職員の地元採用の検討

ウ 地区福祉ひろばと公民館について、業務の配置の最適

化を検討

- (3) 様々な年代における教育、意識啓発
  - ア 中学、高校、大学における「地域の中で何ができるか」を考える意識の教育の推進
  - イ 地域の大学との連携による地域課題解決への支援
  - ウ 団塊世代を地域づくりへの担い手とする仕組みづくりの推進
  - エ 企業理解を得ての、働き盛りの30~50歳代の地域への参画、活用
  - オ 地域において、「自然体」でいられる「人のバリアフリー」ができる教育と地域の環境
  - カ 地域のために何かやりたいという高齢者の活用方法の検討
  - キ 市職員の「協働」に対する意識改革
- (4) 基金設置によるボランティア活動に対する行政からの補助の検討
- (5) 市は、国、県と連携し、「生涯学習」、「ワークライフバランス」の重要性について明確化し、広く市民に周知する。

## 7 松本らしいユニバーサルデザインのまちづくりについて

- (1) 自動車最優先から、自動車より自転車、自転車より歩行者を優先する意識の醸成
- (2) 人を優先する道路整備への転換及び交通ルールを遵守する市民意識の醸成
- (3) 「観光客が歩いて回遊できる中心市街地のUD化」、「弱者が歩いて住めるまちづくり」を意識した整備の推進
- (4) 松本の特徴である「観光」を活かし、市民、事業者等による「おもてなしの心」、「心のふれあい」といったソフト面の教育の推進
- (5) 周辺の景観に調和している個人宅庭の植木の例のように、生活者も意識し、一緒になって観光客を呼び寄せるような取組みについての検討
- (6) UDを基本に造られた道路などを広く紹介し、利用者の視点の教育推進
- (7) 点字ブロック上への駐輪、駐車など交通マナーの悪化に対する、行政指導の実施
- (8) 異業種の連携による統一した推進策の実施

## 8 文化振興による地域活性化、まちづくりについて

- (1) 市民が「観て楽しむ」まちづくり、ボランティア等が「運営する側として楽しむ」まちづくりの双方を充実させていく支援の検討
- (2) ボランティア組織の維持に向け、「やる気」、「楽しさ」が持続していく支援の充実、また、ボランティアリーダーの育成支援
- (3) こどもの頃からの文化・芸術に触れあう機会の拡充、及び、多くの人が気軽に楽しく触れあえる機会の創出
- (4) 既定の形にとらわれない、市民の文化芸術活動の発表の場に向けた環境整備の推進
- (5) 美術館に保管され、公開されていない美術作品等を、合併地区の空いた公共施設などへ出張展示し、文化芸術に触れる機会を創出
- (6) SKF、松本大歌舞伎、才能教育など松本の文化の市外、県外への効果的なPR
- (7) お城盆踊りなど地域の伝統行事を継承し、次代につなげる。

## 9 新たな財源確保の提案について

- (1) これまでの支出の見直しを実施し、無駄を省く。
  - ア 市の事業を仕分けし、優先順位をつけて事業を実施
  - イ 公共事業を含め、事業の必要性などについては、外部評価を取り入れ、事業の見直しを図るシステムの構築
  - ウ 市の各種施策について、総合的に評価、検証できるシステムの構築
- (2) 具体的な財源確保の提案
  - ア 信号機の寄贈者、街灯の電気代負担者、公園などへのベンチ寄贈者へのネームプレートの設置
  - イ 歳入増のアイデアを提案に対しての報奨金制度の新設
  - ウ 市の貢献者、寄贈者への活気が出る楽しいインセンティブ制度の設置、PR
  - エ 公共の景観や環境に負荷をかける企業への新たな負担制度の創設
  - オ 原材料費のかからないバイオマス産業等の創出
  - カ まつもと大歌舞伎、サイトウキネン、才能教育など、松本ゆかりの方々への積極的なふるさと納税のPRや、市に支援、協力してもらえるシステムの構築
  - キ 松本城などを活用し、若者を引き付けるエンターテインメント性のある財源確保策についての検討
- (3) 過去の政策を検証、分析し、その上に立って10~20年先を見据えて、松本に人が集まる様々な施策を実施する。
  - ア 世界情勢にみる食糧危機、水不足などから第1次産業の重要性が増すことが考えられるため、関連分野における新規事業等の検討
  - イ 若者が安心して働くことのできる雇用環境の整備
  - ウ 観光、文化など松本の良さ、素晴らしさの維持と効果的なPRにより松本に人を呼び込む施策の実施
  - エ 信州まつもと空港の有効活用し、県外、海外からの誘客を促進するとともに、新たな路線の開設の要望、運輸形態の見直しの要望
  - オ 団塊世代を中心とした定住、移住施策の一層の推進

## 教育・福祉部会

### 1 市民の健康維持増進に向けた保健・医療施策の推進について

- (1) 健康づくりの情報提供や環境の整備
  - ア あらゆる年齢層やライフステージを対象に施策の推進が必要だが、特に終末期には、これまで手薄な部分への取組みが必要
  - イ 健診については、充実しているが、食育や親への啓発活動が重要で、具体的には、生まれてから生涯使える健康手帳の配布を。
  - ウ 目的は、「健康寿命の延伸」で、何をやれば良いかは出尽くしており、その実現、実行が問題
  - エ 「健康寿命の延伸」の実現に向けては、市民のやる気を引き出し、一生涯を通して健康づくりに取り組んでいく必要があることを市民に周知するため、実態や現実等を正しく伝える広報活動の実施
  - オ 広報を見ただけでドキッとするようなコピーなどを使い、人の心を動かすアプローチの実施
  - カ 市の施設や公園などに、人生の教訓を刻んだ石碑を建立し、人間学や人生学を学び、また、親子が対話するきっかけづくりを行う。(大分県臼杵市や愛媛県四国中央市に先行事例あり)

- キ 病気や健診や食生活に関わる生と死の実体験を伝えるなど、字や絵等で強烈なアプローチを展開していく。
  - ク 事業終了後も継続して情報発信、情報提供が大切。また、地元のテレビ局や新聞社など、身近な情報提供の工夫を行う。
  - ケ 市民は情報提供を求めているが、若い人は広報を読まない傾向があるので、会社との連携を図る。
  - コ 市民が自ら健康づくりに参加する意識を向上していく工夫として、知識などを充分習得した人には、マイスターなどの称号を付与する。
  - サ 健康手帳を配布し、自分の健康は自分で守るという自己管理意識の高揚を図り、医療機関との連携の推進
  - シ 65歳以上の人に歩数計を配布するとともに、健康づくりの環境整備として、安全に歩ける場所の確保が必要
  - ス 保健師がもっと地域に入り込み、「困っている」と言えない人たちを支援
- (2) 地域における見近な人との関わり
- ア 生涯学習推進支援のあり方と大きく関連し、健康づくり課、公民館、福祉ひろば等個々の課で行っているが、行政が横の連携を強めることで、幅広い人の参加を求めていくことが必要
  - イ 参加者が固定化する傾向の改善
  - ウ 公民館利用者の年齢層を広げたり、休日を活用したりして、さらに公民館を有効に活用するアプローチが必要
  - エ 地域住民の協力を求め、地域の中で見守る目を育て、みんなで見守りをしていくことが大切
- (3) 食生活の改善や身体活動の増加
- ア 食生活の改善・身体活動量の増加については、体が動かない人や家に閉じこもりがちなる人にも平等な支援をしていく必要があり、地区の公民館の活動が重要
  - イ 歩いたり、自転車を利用したりしやすくするための、歩道や駐輪場等の環境整備
- (4) ワクチン予防接種の充実
- ア 新型インフルエンザや子宮頸がん検診を含め、予防接種や健診の補助の増額
  - イ 子宮頸がんワクチンなどについては、市の補助で平等に受けられる方法で実施
- (5) 各種検診の受診率向上を含む検診体制等の充実
- ア 歯科検診が遅れており、健康や食生活の第一歩となる成人歯科検診の充実
  - イ 心の健康づくりの推進と認知症対策の充実
- (6) その他
- ア 健康づくりは、社会教育、生涯学習に大きくかかわることなので、行政として教育面を重視
  - イ 保健センターを健康づくり支援センターに改称し、健康づくり推進事業の充実の推進
- 2 共に支え合う地域社会の実現に向けた施策の推進について
- (1) 地域における学習の推進
- ア 障害者や高齢者の人権に留まらず、人権侵害とは気付かない人権問題を含む取組みが重要
  - イ 人権に関する学習を地域で充実させることが人育てや環境整備につながる。
  - ウ 学習の積み重ねが人を育てるため、学習で自分に自信を持ち、自分を大切だと思える大人になって、こどもを育てることが大切
  - エ こどもの教育、しつけは親や大人の問題であることか
- ら、こども以前に親の教育が必要となっているため、大人の意識を変えていくことに、行政、地域が目を向けていく。
  - オ 行政や地域だけが一生懸命になるのではなく、産休や育児をしっかりと取得できる社会の整備が必要
  - カ 会社で実施する人権学習は、会社・企業が社会を変えていく大きな原動力となるもの。
  - キ 学びによって自分を見つめ、高めていくことにより、共助や協働の地域づくりが構築されていく。
- (2) 障害や介護等の現状把握と実体験を知る機会の充実
- ア 地域社会の中では、大多数の人の課題が中心となって動いていく傾向があるため、障害を持っている人などの少数派の意見を取り入れた具体的な施策を推進していくこと。
  - イ 障害者問題は、一般市民の意識の問題だと言われるが、障害者の側にも社会のマナーやルール、人との接し方を知らない場合が多く、お互いの育ち合いが必要（ただし、このことを障害のない人が言うとは誤解が生じやすいので、注意を要する）
  - ウ 障害者、高齢者の介護の実体験を広報などに掲載して周知する。
  - エ 誰にもやさしい、歩道の整備やカラー舗装、防犯カメラの設置、緊急時の取組みの予算を増額し、施策の充実を図る。
  - オ 不足している障害者や高齢者の通所型施設の整備
- (3) ワークライフバランス（仕事と私生活との調和・両立）と心の健康
- ア 基本は自立であり、精神的、知的な感性の問題として道徳的な行動を日常習慣とするために知恵を出すことが必要
  - イ 共に支え合う地域社会の構築は、本来当たり前のことだが、この施策化が必要とされるのは、人間とは何か、社会の暮らしや生きるとは何か、などの基本認識の欠如が原因となっている。
  - ウ 人間は一人では生きられず、必ず歳を取り、いつでも誰でも障害をもつ可能性があるため、他人事ではなく、自分の問題として向き合うことが重要
  - エ 地域や他人のことを考えることは、自分のためだということを広報や回覧版で啓発する。
  - オ 人生の大切さを認識し、自分だけで悩まず、人に相談することが大切
  - カ 人は人、自分は自分という考え方では、人は生きていられないことを学び、認識を深めていくことが重要
  - キ 個人が依存型から自立型に変わらなければ、社会のいるんなことが成立しなくなっている。
  - ク 地区でボランティアリーダーを育成する。
- (4) 地域づくりとセーフティーネットの構築
- ア 顔の見える地域づくり、こどもと大人と一緒に活動できる機会を地域で積極的につくっていく。
  - イ 地域でお互いが知り合う基盤づくりのために、①教育的なアプローチ、②医療のフォロー、③多世代の交流、④マンパワーの支援が必要
  - ウ 障害児や認知症の人にすぐ対応できる地域の支援体制の構築
  - エ 地域福祉の基盤づくりには、住民の活動を支援する市の体制づくりが必要であるが、これは地域にとって大きな課題解決につながるものとなる。

- オ 地域活動に対しては、企業も参加し、重要な役割を果たしていくこと。
  - カ ケアマネージャーや介護事業所は、要援護者の暮らしの情報を把握しているのので、常に情報が得られるよう、行政と介護事業所が有効に結び付き、ネットワークをさらに深めていくこと。
  - キ 今年には民生児童委員の改選期だが、成り手がなく困っている状況があるため、少なくとも2期6年の継続ができる体制を構築する。
  - ク 地区公民館、福祉ひろばを拠点に活動を充実すること。
  - ケ 松本市災害時要援護者登録制度、松本市障害者計画等の周知の徹底を図る。
  - コ 地域における保健・福祉・医療機関の連携強化と情報提供の推進
- (5) 町会福祉の推進
- ア 町内公民館等を活用し、地区公民館などの行政が積極的に関与して支援する。
  - イ 蟻ヶ崎西町会の「あ・うんの会」などの取組みを参考として、町会が中心となった福祉活動を推進していく支え合いの仕組みづくりの構築
  - ウ 日本社会の安全・安心が崩れてきているので、街灯などへの補助の充実
- (6) その他
- ア 共に支え合う地域社会の実現については、10年も前から話し合われているが、なぜ実現しないかが最大の課題
  - イ 情報提供は、広報などを利用するが、特集を組むなどの目を引くやり方も必要
- 3 高齢者福祉施策の推進について
- (1) 高齢者福祉の計画とサービス
- ア 施設に入居している人ばかりでなく、独居や居宅で介護を受けている人たちへのサポートの充実
  - イ 市は何でも地域任せにするのではなく、プランを提示し、地域が実行できるよう役割分担するなど、地域で高齢者、障害者を支える体制づくりの推進
  - ウ 歩いて5分～10分で行かれる身近な場所でサービスを受けられる体制が必要
  - エ まちづくりや地域づくりを土台とした高齢者福祉の推進
  - オ 地域包括ケアという概念に即した高齢者福祉施策の推進
  - カ 地域包括支援センター機能の充実
  - キ 成年後見制度の充実
  - ク 病後の生活の質を確保するため、リハビリテーションの充実
  - ケ 介護費用等に対する市の助成の拡充
  - コ 実際の介護度よりも低く判定することのないよう、適正な要介護認定の実施
- (2) 高齢者の生活環境
- ア 生活圏内に商店がなく困っている買物弱者への支援を実施する。町会での野菜市や移動スーパーなどを通じてひとり暮らし高齢者などの安否確認が行われているので、これにも支援が必要
  - イ 近隣住民同士の面識やつながりを確保するため、防災訓練の定期的実施
  - ウ 緊急時に対応するきめ細かな施策の推進
- エ 車椅子や杖を使っている人でも心配なく歩けるような道路の整備
  - オ 例えばポットのふたが開いたら支援センターに連絡が入るシステムなど、ひとり暮らしの方の見守りなどの事例研究の推進
  - カ 商店や路線バスの整備など超高齢社会に対応する社会構造の整備（民間では赤字の場合は市が適切に補助する必要）
  - キ 高齢者の移動を確保するため、公共交通の充実とともにバスの全車両をノンステップバスへ転換
  - ク 福祉ひろば利用者への送迎サービスの実施
  - ケ 高齢者とこどもとのふれあいの場の拡充
  - コ 高齢者の運動する機会の充実
  - サ 三世代交流は、知恵の伝承と犯罪の抑止や社会問題の解決などの効果を期待しながら推進する。
  - シ 三世代同居専用市営住宅の建設、家賃の優遇など、三世代同居施策の推進
  - ス 運転免許証を返上した方への支援
  - セ 超高齢社会では、街中は歩行者や自転車、セニアカー（一人乗り電動カート）を優先し、周りの幹線道路を車が走るといったまちづくりを推進
- (3) 高齢者の社会参加と共生
- ア 公民館や福祉ひろば、介護保険の事業所を一層充実させ、地域福祉を共に担う高齢者の育成
  - イ 生きがいの創造、将来現役という方向で、多様な施策を展開する。
  - ウ 生きがいの構築として、さまざまな機会を活用した地域づくりの推進
  - エ 安心して老後を迎え、自立し、生きがいを持って暮らすことのできる社会の構築
  - オ 介護者同士が悩みを話したり、友達になったりできる場の提供
  - カ 後期高齢者などに対して、近所の人が、定期的に声を掛ける、電話をかけるなどの安否確認の実施
  - キ 福祉施設と農地を組み合わせる、市民農園の開放や遊休農地の活用など、農業体験を通じた生きがいづくりの推進
  - ク 地域住民が施設を訪ね日常的に交流できる共生型施設の構築
  - ケ 高齢者の生きがいづくりに向けた生涯学習の推進とサークル活動やボランティア活動への支援
  - コ 健康チェックの習慣形成として、万歩計や血圧計の支給
  - サ 退職後の生きがいづくり支援（第二の人生を歩むのに参加しやすい支援）
  - シ 介護に対する学習の推進
- (4) 介護・医療の人材の確保と関係者の連携
- ア 収入保障を含めた中で、専門職や地域の人材の確保
  - イ 介護職員の給料などの待遇改善に向けた市の助成（国へ要望）
- (5) 情報提供と相談機能
- ア 分かりやすく精度の高い情報の提供（ホームページのサイトマップ等の充実も必要）
  - イ 歩いていかれる身近な場所での相談体制の構築など、松本らしい市民の実態に合わせた相談体制づくり
- (6) 高齢者への理解
- ア 高齢者の希望を把握するため、さまざまな場面で、本



音を聞き取る機会の設置

イ 認知症対策の拡充と認知症に対する正しい理解を社会や学校教育の場で啓発活動の推進

ウ 模範的な生き方をしている高齢者の表彰や広報での紹介などの実施

(7) その他

ア 若いときから体を鍛え、節制をするなど、老後を見据えた教育の推進を広報で周知し、先人の残した言葉を石碑にして公園などに設置

イ (上記意見に対し) 先人の言葉を伝えたい思いが大切に、石碑にしてその思いが伝わるか不明である。

4 子育て支援施策の推進について

(1) 保育、病児保育

ア 松本市の保育は充実しているが、さらに本当に保育を必要としている人に対する施策の充実(病児保育、ひとり親の保育など)

イ 親育て、親が親として育っていく学習機会の提供

ウ 子育て支援施策は、家庭に基盤を置いて施策を推進する。

エ 地域や社会で子育て施策を推進していくための合意形成が必要

オ 子育て支援には、保育士やコーディネーターと呼ばれる支援者の力量が必要なため、それに関する施策などの研修の充実

カ 市職員や教員、保育士などが子育てと仕事を両立できるよう、例えば子育て中の勤務時間を20%減らした場合には、給与も20%減らすが、身分は正規職員のまま維持できるといった働き方も可能な制度を取入れるなど、子育てしやすい労働条件を選択できるようにする。

キ フルタイムで働いても子育てができる社会の仕組みづくりや職種等により労働条件に格差が生じない条件整備が必要

(2) 乳幼児、こんにちは赤ちゃん事業

ア 相談窓口の一覧表を母子手帳と一緒に配布する。

イ こんにちは赤ちゃん事業の一層の充実

ウ ファーストブックサービスとして茅野市は、出生時、四ヵ月検診時、小学校の入学時の3回、本のプレゼントを実施しており、松本市も参考としたい。

(3) 放課後児童

放課後の取組で、児童センター、児童館クラブ等に入る子どもが多いが、定員以上に利用希望の子どもが多くいる所があり、各所の充実支援が必要

(4) 祖父母・父親の子育て参加

ア 祖父母力の活用とファミリーサポートの充実

イ 地域の高齢者クラブなどで子ども達とふれあえる場の確保

ウ 父親が子育てに積極的に関わる仕組の構築

(5) 発達障害、療育センター

ア 発達障害児支援、相談事業の充実

イ 相談窓口では、発達障害要支援児の親が学校や行政、病院に意見を出しにくい環境があることを理解し、親の代弁を実施する。

ウ 障害児本人への支援とともに兄弟姉妹に対する市独自支援の実施が必要

エ 乳児検診では、療育が必要な場合の道筋を立てていく検診内容の充実

オ スペシャルニーズを持つ障害児に対する正しい理解の啓発(指導する人材の確保)

カ 1歳半のこどもから発達障害の傾向が見え始めるので、市の早い時期の対応と相談体制の確立が必要

キ 1歳半の乳幼児健診で発達が気になるこどもたちに遊びの教室を提供しているが、明確な判定ができないこどもに対するプレ遊びの教室の開設などによる早期支援の強化

ク 発達障害に対しては、市の作業療法士や運動療法士の採用を増やし、家庭訪問などの充実、発達障害と診断された人たちへの就労支援

ケ 発達障害について学習する場の提供(お父さんも学べる夜間や休日にも)

コ 発達障害については、保育園のこどもや、保護者たちに対する正しい知識の啓発と専門職の力量を向上するための教育が必要

(6) 子育て支援

ア 企業などの子育て休暇制度の実質的な拡充と父親も育児のために休暇を取得できる環境づくりの推進

イ 妊産婦のグループ化を図り、共に成長できるよう、行政が支援

ウ 市街地の空店舗をこども家庭支援センター、まちかど保健室として妊婦さんからお年寄りまで気軽に立ち寄れる憩いの交流と安心の場、不登校のお子さんの行き場として活用

エ 子育て支援を進めるためにも三世同居を推進

オ 行政によるお父さんへの子育て相談、子育て支援、また、男性の育児休暇を取りやすい社会への支援が必要

カ 子育て支援に対する予算の増額

キ お母さんとこども、未就園児の行く場所が大分増えてきており、サークル活動も頻繁になってきているので、一層の子育て支援の充実が必要

ク 母親が働きだす一週間くらい前に、少し訓練ができる場と期間が必要

5 次代を担うこどもの育成について

(1) 地域における子育て

ア 共に支え合うまちづくりが実現されると、こどもは自然に育つ。

イ キーワードは地域。

- ・ 「地域」ぐるみでこどもを育む。
- ・ 「地域」を学ぶことに積極的に取り組む。
- ・ 「地域」内で一緒に暮らす。(家族も他人も)

ウ 地域をキーワードとする場の確保

エ 地域の中で展開していかれる体制を計画に盛り込む。

オ 家族に固執するのではなく、いろいろな人と関わってアプローチする側面がより重要

カ 松本市の保健師の増員

キ 地区の行事を見直し、世代間交流や幅広くこどもとの関わりもち、いろいろな人とのふれあいを通じてこどもたちが育っていく行事を推進

ク 早寝、早起き、朝ごはん、外遊びの啓発

ケ 松本市を進める「3がく都」を連携させて、全国にアピールし、こどもたちが故郷に誇りを持てるような取組みの推進

(2) 親育ちによる教育力の向上

ア 地域の中で職業体験、ものづくりなどを大人と一緒に

体験する。

イ 産休・育休を取得できる社会を整備し、親子と一緒に育つ時間を共有する。

ウ こどもが伸びやかに、健やかにというのは、親によるところが大であるという認識が親に不足している。

エ 広報などを使って、親の生きざまや日常のあらゆる姿が、こどもに活力やエネルギーを与えることをさらに強烈にアピールする。

オ 祖父母のもつ子育ての知恵を活かし、こどもとの接点を創出する。

カ こどもの個性に合った導き方をするのが大人の役目。

キ 現代の親は、子育ての責任を学校や他人に押し付けるなど、他人任せにする風潮があるため、家庭教育の充実に向けた、家庭教育支援の推進

ク スポーツ少年団等の保護者にも社会的ルールを学ぶ機会をつくる。

ケ 親自身が家庭で自分の背中、生き方を見せること。

コ こどもとやり取りしながら自分のこどもは自分で育てるという自立心を持ち、親子と一緒に成長していく。

### (3) こどもが夢を描ける出会い

ア 学校での教育は、点数で決める論理にしばられ、それぞれのこどもがもつ個性や能力を伸ばす機会が喪失している。

イ 一人ひとりのこどもの適性に応じたゆとりある教育の推進

ウ 家族力を高める側面と家族を越えた多くの人（地域の人）がこどもに関わる側面という二つの側面が大切

エ 松本出身の有名人や山雅 FC の選手のように、こどもたちの興味や憧れの対象となっている人とこどもたちが交流するなど、こどもが夢を描ける出会いを創出する。

オ 松本市出身の人たちの活動を過去から具体的に紹介する。

### (4) 心のケア

ア こどもの基本的な生活習慣を形成することが大切

イ こどもたちが抱えている問題は、いじめ、不登校、自傷行為、非行、虐待を含む親子関係など多様であることから、親子ともに心のケアを担う専門相談員の養成が必要

ウ 保健師、カウンセラー・相談員の役割分担と相互連携が必要

### (5) 中・高校生のジュニアリーダー

こども会育成会の小学校5、6年生を対象にしたリーダー講習会では、大人が教えるのではなく、中・高生がリーダーとなって、こどもの行事に関わるよう、中・高生のジュニアリーダーを育成している。

### (6) こどもの居場所

ア 公共施設・機関を開放した青少年の居場所をつくる。

イ 青少年の居場所づくりの充実

ウ こどもたちが安全に遊べる場所を各地区に確保

### (7) その他

親の経済力により学習費用に大きな差があるので、行政による資金援助が必要

## 6 学校・家庭・地域の連携を進める方策について

### (1) こどもと家庭・地域・学校

ア 今の「地域」は、学区が自由化され、市街地ではこどもが少なくなり、また新興住宅街では新旧住民の間で考

え方や生活習慣が違うなど、かつての「地域」が大きく変わり、学校との連携がより難しい現状にある。

イ 家庭力の低下を学校だけで補完することは難しく、地域で家庭を支えていくことが必要

ウ 公民館などの学習を通して住民力を高め、地域の一人ひとりが力をつけて家庭を支え、その上で学校と連携を図ることが必要

エ 町会の加入、未加入に関わりなく、こどもたちや家庭が地域の中で見える関係をつくるのが大切

オ 町内公民館や隣組などの小さなコミュニティ単位での共生やきずなを大切にし、それを町会や地区に広げること、自治の力や見守る力を育くみ、学校や家庭との連携を進める。

カ 対象のこどもだけを見るのではなく、親や家庭環境全体を見る力を持った職員や、地域の役員を育てることで、皆で家庭を支えていくことができれば地域のあり方にも変化が期待される。

キ 昔の長屋文化の支えあいの復活は難しいので、新しいコミュニティの形成を多角的に考えていくことが必要

ク 「多世代の共生文化」の発想で、いろいろな人が共生していく文化を、それぞれのコミュニティに合う形で展開する。「異業種の交流」もここに含める。

ケ 学校、家庭、地域は、人生の大切なフィールドであるため、相互に連携し、心豊かに暮らしていくことが可能な環境づくりを推進

コ 市民に一番に大切にしてもらいたいのは自分の人生であることを強烈に訴える方策が必要

サ 先人の残した人生や幸せに関わる言葉を市内の各所、町内にも最低一ヶ所設置し、話題の共通化を図り、広報などにも掲載し、市の職員がその見本となるように取組みを進める。

シ 学校、家庭、地域は一体のものであり、「ふれあい交流の日」を設けて、祭り、スポーツ、文化財などの地域資源を生かし、地域ぐるみで一体となった行事などを実施する。

ス 日常の生活を通して、こどもは親の姿を見ており、子育ての基盤は家庭にあることから、親の教育、研修に力を入れることが必要

### (2) 地域と学校の連携による課題解決

ア 障害やひきこもりなどの個別支援が必要な児童への対応をきっかけとして、学校から地域へ課題などを投げかけ、地域と学校との連携を図っていく。

イ 学校へのソーシャルワーカーの配置などをきっかけに、異業種の人が学校に関わって支援を展開する。

ウ 母子、父子家庭を対象としたファミリーサポートなどの既存制度の充実・活用

エ 学校での健康教育を推進するため、医療チームとの連携を図り、学校での出前クリニックの実施

オ 地域の人材を学校に取り入れ、学校との適度な交流を図ることが必要

カ 朝食ぬきの家庭に対し、スーパーなどで簡単に早くできる料理の方法を紹介し、レシピを配布するなど、食生活の改善を図る。

### (3) 学校評議員

ア 学校評議員の選出の幅を広くして、より多くの地域住民の声を学校運営に反映していく。

イ 学校評議員を通じて、学校と地域が率直な意見交換を

する機会をつくる。

#### (4) 学校ボランティア

ア ボランティアを募集して学校に集り、学校の先生が言えないことなども率直に出し合い、人生で大切なことを当たり前話し合える場を設置する。

イ 町内自慢の人や場所や木などを見つけて顕彰し、話題を提供する。

ウ 市民が力をつけて、地域の家庭、家族を応援していく。

エ 市の保健師などは非常に忙しく、助けてもらえないこともあるため、ボランティアで学校を支援していく市民の養成が必要

オ 中学校以上になると、市民がボランティアとして受入れてもらうことができないことが多い。そのため、問題を学校だけ、家庭だけで抱えてしまわないように、学校が門戸を開き、こどもはみんなで育てるもの、健康もみんなで助け合い、支えあっていくものである、という共通の考えを持つことが重要

#### (5) 放課後対策、不登校児などの支援

児童センター、児童クラブなどが満杯の状態であり、放課後の児童の生活の場の確保、充実を図ること、さらに、登録の幅を6年生まで広げることが必要

#### (6) その他

ア 祖父母がこどもに手紙を出すなどのきめ細かな活動から一歩踏み出すことが必要

イ 図書館の図書以外の情報提供の役割が大切であり、美術館、公民館、博物館、文書館の資料などを図書館が中心となって一元的に検索できる機能をもつこと。

ウ 「子育てはどこに相談したらよいのか」、「生活の補助金をどこからもらったらいのか」などの日常の相談について、図書館が窓口となって案内する機能を持つことが必要

### 7 生涯学習推進（支援）のあり方と連携について

#### (1) 公民館、図書館、博物館等の連携

ア 公民館活動は活発で既にも実績もあるので、生涯学習の推進は、図書館を入口に、その機能とネットワークの拡大を図る。

イ 図書館は個人学習の支援が中心であり、公民館、博物館などとの機能分化の中で、役割を果たし、市民協働の活動にも取り組む。

ウ 公民館、図書館、博物館、美術館等の活用では、広報紙で、新刊の紹介などを積極的に実施

エ 博物館の貴重な所蔵品等を学校や地域などへ出張展示し、地域愛を育む基点にするなど、市民の皆さんに積極的に提供するアプローチが必要

オ 公民館、図書館、博物館、美術館等各種の施設間の連携を強化し、共同企画や地域間交流の推進を図ることが必要

#### (2) 専門職員を適正配置などによる資質の向上

ア 地元で活動する市民を地域資源と考えると、それらを掘り起こし、地域課題の解決のための学習への道筋をコーディネートしていくのが公民館職員の仕事であり、その職員（公民館主事等）の力量をあげるための研修、支援を手厚くすることが必要

イ 生涯学習コーディネーター等の人材育成や専門職員のレベルアップを図る。

ウ 公民館は生涯学習の拠点、地域づくりの場だが、担当

職員の異動によって全く雰囲気が変わり、協働関係をゼロから構築しなければならないことがあるため、職員の適正配置と養成が必要

#### (3) 住民が参加する地域の課題を学ぶ場づくり

ア 地域づくりを進めるための生涯学習とは、生活や地域に根ざした活動から起こる疑問や課題を掘り起こし、整理して、解決するために学び続けること。

イ 生涯学習は年配者対象のイメージがあるが、文字どおり生まれてから死ぬまでの切れ目のない活動をいう。

ウ 生涯学習では、ボランティアの参加、活用を考えたい。声をかけられれば是非お手伝いをしたいという人生経験を積んだ年配者が多く存在する。

エ 生涯学習の人材活用として、総合計画策定市民会議の委員経験者にボランティアをお願いする。

オ 地域のボランティアでは、こどもの延長保育、放課後育成活動、青少年活動への参加考えられ、行政からの支援が必要

カ 地域でのリーダーづくりが重要で、時には職員がリーダーになる。また、退職OBも地域では必要な人材であり、リーダーとなって地域づくりに積極的に参加することが必要

#### (4) 地域情報、学習情報の資料・情報の提供

ア さまざまな団体やサークルが一同に会し、活動を発表する場づくりが必要

イ 図書館の機能を拡大させて、情報を一元的に提供できる仕組みをつくる必要がある

#### (5) 地域づくりと住民の活動

ア 地域担当職員のみならず、各部署の行政の職員も地域に関わり、一緒になって地域を支えていくことが必要

イ 地域に住んでいる人だけが住民ではなく、そこに通ってきている人も住民であることを前提として、公民館活動を幅広く展開していくことが重要

ウ 地域づくりの意図をもって講座を展開することが大切  
エ 公民館の運営審議会委員や5部門委員などは、意見を聴くだけでなく、一緒に地域づくりを進めるように位置づけ、市民を信頼してもっと活用していく。

オ 地区にはいろいろな部署の職員が関わっていることから、公民館職員のみならず、地域づくりを共通の視点で連携し、地域住民と協働して進めることが重要

カ 肥満や認知症の原因ともなる日常生活習慣を見直すには、人間の精神の問題として捉えることが重要となる。徹底した講習やPR、リーダーづくりを進めないと、不安やうつ、自殺などの現代社会の問題は解決できない。

キ 市民意識の向上は、人間意識の向上であることから、人生を考察するきっかけづくりとして、短いフレーズの「石に刻む言葉」を設置する。

#### (6) 実施した事業の記録と検証

ア それぞれの事業は、公民館事業に限らず、しっかり記録を残して検証する。

イ 計画策定に関わった市民委員は、実施段階も、興味を持って見守る姿勢が必要

#### (7) その他

ア 老人大学は、マンネリ化してきており、見直しが必要

イ 「いのちの質」「モノから心」「住民が主役で行政は黒子」「健康寿命延伸」という考え方は、「いのち」でつながっており大賛成なので、この考え方を行政職員全体に

浸透していくことが課題

## 8 文化遺産の保存・伝承と活用について

### (1) 市民による市有文化遺産の利用、活用の促進

ア 観光資源として文化遺産を整備するだけでなく、身近な自分たちが守っていくべき資産としての文化遺産をさらに大切に保存

イ 伝統文化は、形を受け継ぐものではなく、心を受け継ぐもの。

ウ 松本城の周囲をウォーキングやランニングのできるような歩道として整備

エ 市民の施設利用促進に優待券を発行

### (2) 身近な文化遺産、伝統行事の発見と再評価、遺産の継承

ア まるごと博物館構想は、身近な自分たちの文化遺産を資源として、建物だけではなく、環境や文化を身近に感じられるためにできた構想のはずだが、今は単なる観光パンフレットの目玉、キャッチフレーズみたいな使われ方になっており、経済効果も大事だが、それとは別に構想を大切に考えて推進

イ 市民の文化レベルを向上していくための計画策定

### (3) 伝道者の確保、市民研究者、学芸員の育成

ア 地域の高齢者がこどもたちに伝統文化を引継ぐ。

イ 遺跡の発掘にこどもや市民が参加できる取組みの推進

ウ 発掘へ市民参加を促す周知の徹底

エ 基幹博物館には、「地域文化」という視点・学問領域を全国に先駆けて発信していく役割があるため、「地域文化のスペシャリティー学芸員」を養成する。

オ 学芸員とは別に市民の人材の養成が必要

カ 松本城の床磨きのように、企業も巻き込んだ取組みを推進

キ 地区の公民館活動などを活用して、歴史に興味がある市民研究者を登録し、大学の先生と市民研究者との連携を図っていく。

### (4) 文化遺産、伝統行事を学ぶための環境整備

ア 昔から住民たちが大事に守ってきた、各所に点在する井戸の水質を保全することが必要

イ こどもの数が少なくなっているため、青山様、ぼんぼんにこどもたちが参加できる体制づくりを進めていけるよう、市が支援していく。

ウ 基幹博物館は、箱モノ議論ではなく、市民レベルをどうやったら向上できるかといった内容を踏まえ、基幹博物館機能の議論をしながら計画を策定する。

エ 既存の博物館に「文化保存伝承センター」のような役割を位置付け、結果的に観光客を巻き込めるような取組みに発展していく。

オ 市有財産としての文化遺産は、市民が触れて自分の人生を豊かにしていくものであるため、市民の見学は、完全無料化とする。

カ スーパーなどの催し物に合わせた、文化遺産の出張展示の実施

キ 松本は地区に文化遺産が数多くあり、歴史探検隊のような活動をしている地区もあるが、地区内にある文化遺産を知らない人が多いため、地区で身近な宝を再発見するような取組みを実施する。

ク 近くにいながら松本城に入ったことがない人もいるので、文化財を身近なものにするため「地区の日」を設けてボランティア活動や見学を実施する。

### (5) 文化財の保持・文化の継承に関する環境の構築

ア 見る博物館ではなく、参加型の博物館として博物館の利用方法の改善

イ 個々の施設が独自に実施するよりも、全施設が集まって大きなイベントとして取組む方向を模索し、全国へのアピール度を向上させていく。これにより予算の縮減効果も期待される。

ウ 学生の団体の中に、フリーペーパーを発刊しているところがあるので、若者の視点を加え、学生と連携した広報の実施

エ 基幹博物館については、学芸員の養成機関としての機能を付加することが重要

オ 地域ゆかりの文化人を深く、詳しく紹介し、資産として活用する。

カ CD や本にして地区の人に知ってもらう方策も必要

キ 見る側の問題もあるが、これからは情報の伝達、周知方法への工夫が必要

## 9 地域における生涯スポーツ活動支援体制の構築について

### (1) 地域のスポーツ環境

ア 団体やサークル中心のスポーツ施設利用のあり方の検討

イ 地域内の指導者の育成、把握、協力を行う取組みの推進

ウ 障害のある人がスポーツに参加できる体制づくりの構築

エ 地区別のウォーキングマップをさらに充実し、興味の沸くウォーキングルートの開発

オ 全地区のウォーキングマップを活用し、地区公民館などで行う市民歩こう運動をさらに推進する。これにより地域の史跡などを知り、仲間づくりもできる。

### (2) 総合型地域スポーツクラブ

ア こどもから高齢者まで一緒にスポーツを楽しむ場として総合型地域スポーツクラブの設立とその支援

イ 夏休みのこどものラジオ体操に大人も参加するよう回覧板等で呼び掛けるなどの地区での取組みの推進

### (3) 高齢者向けニュースポーツ

ア 健康増進と仲間づくりをめざした高齢者スポーツの充実

イ 勝敗にこだわらないニュースポーツ（ローカルルール）の普及

ウ 予防施策として、健康づくり施策と生涯スポーツの連携

エ ラーラ松本の温水は、足腰の痛い高齢者などのリハビリに活用できることから、65歳以上の高齢者を無料化し、送迎バスを運行する。

オ ラーラ松本の全市民無料化により、水に親しむ環境づくりの推進

カ 国の高齢者向け体力検定に合わせ、市としても市民スポーツ検定等を実施し、体力増進の働きかけを行う。

### (4) 健康教室、スポーツ教室

ア 勝敗にこだわらぬスポーツとは異なり、多世代が一つのスポーツを楽しむことによって、世代間交流が生れてくるなどの生涯スポーツの普及及び指導者の養成

イ 寝たきりの方、あるいは障害を持っている方たちのスポーツを福祉と捉えるか、健康づくりと捉えるかで扱いが変わる。誰にもスポーツとして体を動かしたいという願望があるので、一貫したスポーツとして取組む施策が必要

ウ 地域における生涯スポーツへの支援体制の構築として、体育館という場所、道具、体育協会といったトータルの資源の提供を確保する。

エ ウォーキング、ランニング、自転車（ツーリング）などの取り組みやすいスポーツの活動の普及と支援  
オ 小中学校のスポーツ大会等に地域の住民枠を設け、地域住民と一緒に参加する。

また、謝礼を払って指導者を招聘する講習の実施

(5) その他

ア スポーツには個人の趣味嗜好的な要素もあることを考慮し施策を進めること。

イ 現代社会では、健康増進、運動機能の向上、ストレス発散や達成感などの心の健康、コミュニケーション能力の向上、ルール尊重精神の育成、仲間づくりの促進、連帯感の醸成など、スポーツの果たす役割が増加しており、市として誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに接することができる環境づくりが必要

【教育・福祉部会の意見・提言について】

本部会の答申は、4つの分散会を設け、そこで討議した結果を、部会の全体会で発表し、これに基づき議論した結果を執筆委員が答申案としてまとめ、さらに全体で協議してまとめました。

意見・提言につきましては、答申づくりに向け、各分散会で出された意見を分散会の代表が取りまとめ、全体会で発表した内容を掲載してあります。

## 経済・環境部会

### 1 地球温暖化防止対策について

- (1) 地球温暖化原因の数値化、目標設定による取り組みが必要
- (2) 中長期的な取り組みが必要
- (3) 産・学・官・民による一体的な取り組みが必要
- (4) ごみの資源化の推進による廃棄物の減量が必要
- (5) ごみに対する市民の意識改革を進めるべき
- (6) 事業系廃棄物に対する規制（分別の制度化）の検討が必要
- (7) 廃棄物の減量を前提に、更新時の処理施設の小規模化を検討すべき
- (8) 照明のLED化を進めることが必要
- (9) 市民啓発のためには、家計における省エネメリットの情報提供が必要
- (10) 事業所への省エネ計画書提出の義務付けによる具体的な取り組みが必要
- (11) 新エネの普及には、自然エネルギー活用への支援が必要
- (12) 事業者が鉄道・船舶・電気自動車へ輸送手段を転換することが必要
- (13) 市民が徒歩・自転車・公共交通機関へ移動手段を転換することが必要
- (14) 道路の分散化、交差点改良による交通渋滞の緩和を図るべき
- (15) 各種団体等の実施している講座の一元化等による環境教育体制の整備が必要
- (16) 町会役員等を活用した環境教育の推進が必要
- (17) 公民館講座との連携、広報などにより、環境保全活動を浸透させることが必要
- (18) 二酸化炭素吸収源としての森林の整備が必要

### 2 ごみ減量対策の推進について

- (1) 事業者による包装を簡略化すべき

- (2) レジ袋を指定ごみ袋として活用できないか
- (3) 宴会料理等、必要量以上を用意する市民意識の転換が必要
- (4) 資源物の分別周知の徹底が必要
- (5) 容器包装プラスチック資源化の現状のPRが必要
- (6) 市民にわかりやすい実施計画の策定が必要
- (7) 各種の講座等を一体化した、市民協働による環境教育の推進が必要
- (8) 資源物の常時回収施設を設置すべき
- (9) 小紙片分別用の専用箱を各戸に配布できないか
- (10) 資源物の集団回収活動の拡大を推進すべき
- (11) リターナブルびん使用の取り組みが必要
- (12) 事業系・家庭系全てのごみの回収方法を見直すべき
- (13) 集合住宅などの事業系ごみの分別が必要
- (14) 生ごみの分別回収、資源化が必要

### 3 市民協働による自然環境保全対策について

- (1) 公民館講座などによる自然環境保全教育の推進が必要
- (2) 市民活動サポートセンターにおける、環境関係講座などのコーディネートの推進が必要
- (3) 産、学、官の連携による自然環境保全の啓発が必要
- (4) ごみ排出事業者に対し、ごみ分別説明会を開催し、自然環境保全の啓発を図ることが必要
- (5) 自転車専用道路の整備が必要
- (6) 地域住民と行政が協働で行う不法投棄対策の推進が必要
- (7) 自然環境の保護について、眼に見える市民に分かりやすいベンチマークを検討すべき

### 4 農業・農村の活性化方策について

- (1) 農家の後継者に対する支援策が必要
- (2) Iターン就農者に対するサポート相談窓口の設置が必要
- (3) 農家の後継ぎへのパートナー紹介事業の実施が必要
- (4) 農業の工業化などによる農業所得増加策の検討をすべき
- (5) 兼業農家の増加策を検討すべき
- (6) 高齢者の活用を検討すべき
- (7) 農業のホームヘルパー制度の創設が必要
- (8) 生産活動を通じた農地保全の推進が必要
- (9) 地域住民と一体となったコミュニティづくりが必要
- (10) 遊休荒廃農地の森林化やビオトープ的利用を検討すべき
- (11) 遊休荒廃農地対策の責任の所在を明確にすることが必要
- (12) 遊休荒廃農地対策リタイア世代の農業体験の場としての活用
- (13) 農業のモニター体験などを通じた宣伝が必要
- (14) アンテナショップなどによる大都市での販売が必要
- (15) 地場農産物販売の多チャンネル化を検討すべき
- (16) 食育の推進が必要
- (17) 名産品の創設を検討すべき
- (18) 商工会議所との連携を検討すべき
- (19) ファーマーズガーデンの登録制度の見直しが必要
- (20) 農業、農産物価格に対する消費者への理解促進を図るべき
- (21) 環境に優しい農業を推進すべき
- (22) 農業、農村の持つ多面的機能の維持及び理解の促進が必要

### 5 都市と農村の交流促進について

- (1) 公民館講座を活用した情報提供、学習機会の提供による交流促進が必要

- (2) オーナー園制度の利用した交流を検討すべき
- (3) 古民家（空き家）を活用した交流を検討すべき
- (4) 高齢者等の農地貸借の需要と供給を橋渡しするシステムの創設が必要
- (5) 行政の活動と農協の活動を融和、統合した民間交流の推進が必要
- (6) イベントの連携開催による民間交流が必要
- (7) IT関係などとの連携を検討すべき
- (8) 他業種との連携を検討すべき
- (9) 名産品の創設を検討すべき
- (10) 農産物のブランドイメージの創設を検討すべき
- (11) ブランドイメージを作るための組織の設置が必要

## 6 市民参加の森林づくりについて

- (1) 市民が参加できるフィールドの確保・開放された森林が各地の身近にあることが必要
- (2) 地主が私有林をどれだけ開放してくれるかがポイント
- (3) ボランティア活動による里山再生が必要
- (4) 多くの個人や団体が参加できる基準を作って公募することを検討すべき
- (5) 人材育成とプロジェクトチーム組織化による長期的な森林づくり体制の整備が必要
- (6) 危険が伴う作業のため、指導体制と幼少時から参加できる体制作りが必要
- (7) PR・アイデアが必要。懸賞をつけて募集・保険の負担・募金の募集等を検討すべき
- (8) 森づくり講座やセミナーの開催に市民学習が必要
- (9) 市民に森づくりに参加するメリットを感じさせる手法を実施すべき
- (10) 市民が森に触れる機会を年に数回開催し、そのためのインストラクターを養成したらどうか
- (11) 市民参加のため、公園区域内の森林を活用すべき
- (12) 間伐材を活用した事業化。こびき糠・ごみステーション・ペレット・チップ・木工製品や木材住宅へ展開を図るべき
- (13) 地域産材活用することによる松本らしい街づくりが必要
- (14) アイデアを募集し、地域産材の商品化を図ったらどうか
- (15) それぞれの山の特性を生かした再生が必要
- (16) 市民が里山への関心を高めるため「みどりの月間」を創設したらどうか
- (17) 教育の中に「木育」を取り入れることを検討すべき
- (18) 里山再生の事業運営（森林づくりから事業運営まで）をNPOなどに公募して実施したらどうか
- (19) 森林所有者関係の明確化が必要
- (20) カラマツ需要が低迷しており、樹種転換が必要
- (21) 地域産材活用や木工製品を総合的にプロデュースするプロジェクトチームの立上げ（生産者、市民、行政等による）が必要
- (22) 行政内部の横断的チーム編成によるエネルギー・産業・環境・健康等多方面からの働きかけが必要

## 7 中心市街地の活性化について

- (1) 回遊性を生み出すような、各店舗の魅力づくりが必要
- (2) 商店街毎の特徴づくりが必要
- (3) 重点地域を決め、再生モデル地区として商店街を再整備したらどうか
- (4) 文化遺産、食文化などを活かした、観光客の街なか回遊

性の向上が必要

- (5) 美術館、湧水など松本の特徴を活かした、街なか回遊性の向上が必要
- (6) 歩いて楽しめるための道の案内表示設置が必要
- (7) 通訳、ガイド役の協力により、街なか案内を充実させるべき
- (8) LRTの活用を含め中心市街地の回遊性について検討すべき
- (9) 街なか回遊についてのコーディネート（行政主導）が必要
- (10) ソフト・ハードを含んだ街の総合的なデザインをするコーディネーターの設置を検討すべき
- (11) イベント時の駐車場対策とシャトルバス運行を検討すべき
- (12) イベント成果を日常の店舗経営につなげていくための仕組みづくりが必要
- (13) 市街地駐車場の無料化を検討すべき
- (14) 交通手段が充実していれば、駐車場はそれほど必要ないのではないか
- (15) 周辺部は安い駐車場料金、中心市街地は高い駐車場料金での設定がもっとあってもよいのではないか
- (16) 公共交通機関の充実（バス、JRを使いやすく）を検討すべき
- (17) 市民が公共交通機関を使って中心市街地に来る仕組みづくり（10年位かけ）が必要
- (18) 目的を持った店舗（世代・販売品特化）駐車場や歩行者に配慮したインフラ整備が必要
- (19) 見る観光から体験する観光への転換（ソフト事業の充実）が必要
- (20) 市民、住民、商店、商店街、商工団体などが参加する中心市街地活性化の推進組織が必要

## 8 地域特性を活かした個性・活力ある産業の振興、育成について

- (1) 環境・エネルギーなどの成長分野や将来性のある分野への誘致ターゲットの絞り込みが必要
- (2) 産学官、農商工連携推進による、農業の工業化・企業化に取り組む研究機関等の誘致を検討すべき
- (3) 知識集約型企業、地域資源活用型企業、成長企業の誘致に向けた、インパクトのある優遇措置の実施を検討すべき
- (4) 知的クラスター創成事業など、国の産学官連携の大規模プロジェクト誘致が必要
- (5) 松本地域の企業が直面する課題について、産業ごとに検討するシステム・プロジェクトチームを組織したらどうか。
- (6) 今後、企業の淘汰が進むことも考えられるが、地域力を低下させないためにも、業種転換、業態転換していくための支援も必要
- (7) 燃料電池の開発など将来性のある分野に的を絞り取り組むことが必要
- (8) 信州大学（理系分野）などとの産学連携を積極的に行うことが必要
- (9) 農産物生産の企業化、工業化を検討したらどうか
- (10) 医工連携に関しては、製品開発後の販路について協力・支援することが必要

## 9 インバウンドを含む広域観光の推進について

- (1) 大都市圏でのフリーペーパーへの広告掲載が必要
- (2) 音楽など松本独自のPRポイントを、ターゲットを絞ってPRすることが必要
- (3) 市内各所へのwi-fi フリースポットの設置を検討すべき
- (4) WEBサイトの充実及びDVDなどを活用したPR戦略が必要
- (5) 安曇野市や塩尻市などと連携した広域観光ルートの提案が必要
- (6) 海外姉妹都市への観光PR隊を派遣したらどうか
- (7) 現状の把握と宿泊の推進が必要
- (8) 近隣市町村との連携した信州まつもと空港を利用した魅力ある商品の開発、空港へのアクセス道の整備が必要
- (9) ボランティアセンターの機能充実及び一人ひとりを大切にすおもてなしの推進が必要
- (10) 木工体験や自然観察などの体験を通じた滞在観光の推進が必要
- (11) 文化遺産や食など、観光客の好みに合うモデルコースの提案が必要
- (12) 回遊性を高めるための地図や案内表示の充実が必要
- (13) 大学や専門家と連携した健康と観光を一緒にした商品の開発を検討すべき
- (14) 街道などをつなげた着地型商品の開発が必要
- (15) コンベンション誘致の強化が必要
- (16) 修学旅行等のメリットをPRすべき

## 10 次代に繋がる人材育成について

- (1) 松本市の活性化につながる技能に絞った育成が必要
- (2) 企業がメリットを感じる技能の育成が必要
- (3) 将来性のある産業分野で求められる技能の育成が必要
- (4) 育成指導者認定制度を創設したらどうか
- (5) 松本市独自の技能認定制度を創設したらどうか
- (6) 日本一を目指した人材の確保と行政の支援・助成が必要
- (7) 採算性のとれる技能の選択が必要
- (8) 目標設定と計画の見える化が必要
- (9) 工業支援としての位置付けが必要
- (10) 技能保持者の声や環境を広く発信し、人材育成につなげたらどうか
- (11) きめ細かな学習の場の設定が必要

## 建設・水道部会

### 1 公共交通等を優先した人にやさしいまちづくりについて

- (1) 歩行者・自転車優先道路の設定と自転車置き場の確保を推進されたい。
- (2) 市民意識を転換するための施策として、これまでのカーフリーデーの取り組みを強化し、実施組織の拡大・強化、バスレーンの設定等の社会実験の導入、カーフリーエリアの面的設定などにより、そのインパクトと効果を高める事が必要
- (3) 公共サービスとしての公共交通の位置付けが必要であり、公費負担の必要も検討すべきである。
- (4) 自家用車から公共交通への転換のために、魅力ある次世代型公共交通システム（LRTやBRTなど）の整備を検討することを提案する。
- (5) 市街地に既存の公共駐車場などもパークアンドライドや貸し自転車の起点の一つとして考え、公共交通との連携

を。

- (6) バスの本数を増やす、アシスト自転車への補助、自転車専用道路の設置を。
- (7) 上高地線をうまく使って、省エネ型のシステム等工夫が必要
- (8) 上高地線をLRT化して松本駅の東へ延伸し、回遊性を持った公共交通路線にすることを検討されたい。
- (9) タウンズニーカーについて、地元や町会の意見を取り入れ、コースの変更、時間の変更、本数の変更、地域を増やすなど見直しが必要
- (10) 新たな公共交通をハード的に整備することを起爆剤として、市民意識を公共交通の利用へ転換するよう取り組まされたい。
- (11) 既存のバス路線についても利便性の向上が必要
- (12) 駐車場の無料化は必要ない。

【タウンズニーカーに関連した意見で担当の行財政・防災部会に送付した意見】

タウンズニーカーに関して、地元の意見を聞く中で、コース、時間、本数などの見直しが必要である。

【交通政策に関連した意見で担当の行財政・防災部会に送付した意見】

これからの交通政策は受益者負担の原則に立つのではなく、セーフティネットとしての位置付けで行う必要がある。

### 2 中心市街地のまちづくりについて

- (1) 街なか居住を促進するとともに、働ける場所を確保することが必要
- (2) 歴史的な魅力、景観的条件を活かし、松本らしいまちづくりを進めることが必要
- (3) 緑被率を高め、湧水を利用し、歩いて楽しいまちづくりを進めることが必要
- (4) 中心市街地に不足している日常生活を支援する生活拠点整備が必要
- (5) トランジットモール（歩行者優先エリア）を整備し、併せて魅力あるショッピングモールの形成が必要
- (6) 街の魅力、機能（市役所、銀行、憩い、飲食）の向上を図る。
- (7) まちづくりを継続的に調査、研究するシンクタンク的組織の設立が必要
- (8) 街なかイベント等の情報発信を行う拠点の整備が必要
- (9) 「松本」というまちを世界に発信できるような、まちづくりを進めることが必要
- (10) 市内を移動する人々の足の確保のため、公共交通の利便性の向上が必要
- (11) 新交通システムの導入に関する検討が必要
- (12) 交通結節点の拠点（パークアンドライド等）の数を増やし、公共交通のネットワークの強化を図る。
- (13) ヒューマンスケールの街（建物の高さ、開発単位等）を担保する都市計画、景観条例等の見直しが必要
- (14) 移住者に対する受け入れ態勢の整備が必要
- (15) 車優先から歩行者優先への機能転換が必要
- (16) 幹線道路と生活道路の用途の使い分けが必要
- (17) 道路幅員は不必要であり、現状の道路を歩車共存的整備として行うことが必要
- (18) 集客のために駐車場を無料化することが必要
- (19) 駐車場の無料化よりも各個店の魅力の向上が必要

【コンパクトシティに関連した意見で担当の経済・環境部会に送付した意見】

コンパクトシティの実現として、情報の拠点であり、コミュニティの形成や観光面で有効な「道の駅」を活用されたい。

【まちづくりに関連した意見で担当の行財政・防災部会に送付した意見】

これからの交通政策は受益者負担の原則に立つのではなく、セーフティネットとしての位置付けで行う必要がある。

### 3 安全・安心な交通環境の整備について

- (1) 中心市街地の道路整備は、歩道と自転車レーンの積極的な整備が必要
- (2) 高齢者などの交通弱者が、公共交通を利用しながら、歩いて暮らせる街づくりが必要
- (3) 自動車優先社会から、歩行者、自転車、公共交通、自動車という、立場の弱いものを優先する交通体系の整備を基本とし、都市空間の利用を再配分することが必要
- (4) 城下町特有の一方通行道路を利用して、車道幅員を狭め歩道と自転車レーンの整備が必要
- (5) 自転車レーンは、各路線に合った整備を行い、ネットワーク化が必要
- (6) 自転車の利用を促進するために、各所に駐輪場の整備が必要
- (7) 歩道の段差を解消して、歩行者と自転車が共用できるラインの造成が必要
- (8) 交通マナーは、心の問題が大きいので、町会単位に学ぶ機会を設け、市民の意識を改革することが必要
- (9) 自転車の交通マナーのポケット版を作成し、自転車販売時に啓発することが必要
- (10) 自転車の正しい走行方法を市民に周知することが必要

### 4 幹線道路及び生活道路の整備について

- (1) 高速道路・高規格道路の整備は、これ以上必要ではなく、現道改良で対応すべきである。
- (2) 高速道路・高規格道路の整備は、災害時にも機能し、物流や広域ネットワーク等総合的に考えると整備は必要である。
- (3) 中部縦貫道路整備の当面の代替として国道158号の渋滞対策道路と、山間部の部分改良を実施すべきである。
- (4) 国道19号の渋滞対策として、奈良井川・田川両岸市道の2車線化及び南北の旧道・並柳線の整備が必要
- (5) 通勤時の渋滞解消のため、筑摩野幹線道路の早期計画と整備促進
- (6) スムーズな交通や災害に強い幹線道路や生活道路の整備は重要
- (7) 安全・安心なまちづくりのため、道路・橋りょうの耐震化が必要
- (8) 中心市街地の通過交通を減らす環状の道路整備が必要
- (9) 中心市街地は、道路拡幅でなく、現状の松本らしい道を活用し、自転車・歩行者レーンの整備や待避所整備を行う。
- (10) 中心市街地へのアクセス向上のため幹線道路とP&Rのネットワーク化を図る。
- (11) 市民要望の多い、生活道路の維持管理や改良こそ必要
- (12) 燃費効率のよい速度を維持できる道路や交差点のラウンドアバウト化<sup>(※)</sup>による交通流の効率化を図る工夫が必要
- (13) 道路行政管理境界・接続部分の連携・共用のあり方を協議する場を整備

- (14) 集約型都市としての都市構造の目標を明確にし、公共交通を含めた総合的交通計画について関係者・有識者などの協議の場を設定すべきである。
- (15) 環境保全のため、道路・河川の整備に伴う自然負荷に対し、事前に環境調査を行い、関係機関・団体などと協議し対策を行う。
- (16) 道路整備により町会運営等への支障のないよう、建設行政と市民行政の連携をとり、調整を行う。
- (17) 道路を主軸として、各地区のコミュニティや魅力を高める。

#### ※ ラウンドアバウト化

交差点において信号がなく交差点中央へロータリーを設け、一方向に周回させ交通処理を行う方式

### 5 河川水路の整備について

- (1) 田川下流域と薄川下流域の優先的な河川改修の実施
- (2) 女鳥羽川の導水トンネルによる奈良井川・梓川への直接放流
- (3) 梓川へ直接排水する農業用水路以外の排水路の整備
- (4) 流出量抑制のため、公園・グラウンドなどへの貯留施設の整備、路面駐車場などへの浸透性舗装の活用
- (5) 砂防堰堤など河川砂防施設の整備
- (6) 河川改修により、河川合流点は自然流下方式に改善する。
- (7) 水辺で安心して遊び、自然に親しめる場所の環境整備と水質浄化
- (8) 水源・溪流保全や絶滅危機種保全のため、関係機関・団体などと対策を講じる。
- (9) 市街地の湧水は、溪流の景観に配慮し、資源化・日常生活・防災への活用も計る。
- (10) 河川を魅力的な都市資源とするため、景観軸としての位置づけを強化し、周辺建物の高さや植栽などのルールを定める。
- (11) 河川堤防や橋脚に危険水位を表示する等、溢水の危険をいち早く市民に知らせる仕組みを作る。
- (12) 防災用水等に利用できる河川取水施設(河川水槽)の設置
- (13) 水防センターの有効活用
- (14) ゲリラ豪雨に対応した観測網の整備や総合的な情報収集システム、市民への危険情報伝達方法の確立

【河川の親水施設に関連した意見で担当の経済・環境部会に送付した意見】

安心して親水施設が利用できるよう河川の水質保全を図って欲しい。

### 6 住宅及び住環境の整備について

- (1) 良質な都心居住空間の供給、過度の高層化に頼らない中心市街地周辺の人口密度の増加を図る。
- (2) 増え続ける空き家の活用
- (3) 環境・経済・商業・文化的指標等を勘案した良質で持続可能な居住環境を示す住宅供給や住宅整備指針づくり
- (4) 市営住宅は民間集合住宅の手本となるような建築をめざす。
- (5) 集合住宅居住者・管理者と町会との連携を図る協議指導の場を設定する。
- (6) 砂防法等の適用により危険地帯への宅地等の居住施設の



建設には許可をしない。

- (7) 空き店舗など無居住建造物所有者への安全管理義務を課す。
- (8) 食料難民・都市難民の出ないような環境設備のある街づくり
- (9) 建替えや耐震促進のための区画整理を含めたインフラ整備
- (10) 中心市街地だけでなく、Uターンしたいと思える居住環境の整備

#### 7 市民協働による維持管理について

- (1) 公園整備計画を見直しして維持管理費の軽減を図ることが必要
- (2) 行政と協働しながら進めていく体制を維持することが必要
- (3) 若年から参加しやすい仕組みが必要
- (4) 「協働したい」という気持ちを醸し出す仕掛けづくり（組織化、ポイント制など）が必要
- (5) 現在活動している協働の継続及び新たな組織づくり
- (6) 市民が積極的に協働しやすい行政の体制づくり（企画・立案、資機材の貸出しや提供、燃料や保険の負担など）の構築が必要
- (7) 事業開始から参画し、市民・住民の意向を反映させた計画づくりを推進することが必要

#### 8 上下水道施設の環境に配慮した効率的・有効的な整備について

- (1) 下水道の処理過程で発生したレアメタルの回収計画や消化ガスの発電などへの活用計画を検討されたい。
- (2) 上水道がほぼ完備し、受益者負担の原則で市民の安心安全な水の供給のため、近いうちに発生が予想される牛伏寺断層地震対策としての耐震化を大至急進めること。
- (3) 下水道普及率96%だが、松本駅から松本城までの合流式下水道区域を改善し、環境負荷の低減を計画的に進めること。
- (4) 管の長寿命化計画と耐震化計画の策定にあたっては優先順位を明確にし、具体的整備では地域経済が活性化するように努められたい。
- (5) 松本市の地下水を有効活用するよう検討されたい。

#### 【上水道に関連した意見で担当の経済・環境部会に送付した意見】

松本市の地下水は重要な資源であるので、松本市としての活用方法や規制などを検討すべきである。

## 松本市総合計画策定市民会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民と行政が協働し、本市の新しいまちづくりの指針となる松本市総合計画を策定するため、松本市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、松本市総合計画の諮問項目について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、概ね100人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募者
- (2) 学識経験者
- (3) 町会関係者
- (4) 市議会議員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から松本市総合計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(部会)

第7条 市民会議に、専門の事項を審議するため部会を置く。

- 2 部会の名称及び担当部局は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 部会に部会長1人及び副部会長1人を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長になる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、政策部政策課及び財政部財政課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成16年10月29日告示）

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日告示）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月11日告示）

この告示は、平成21年11月11日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示）

この告示は、平成22年3月31日から施行する。

別表（第7条関係）

名 称	担 当 部 局
基本構想部会	政策部 財政部
行財政・防災部会	総務部 政策部 財政部 議会事務局
教育・福祉部会	健康福祉部 こども部 病院局 教育部
経済・環境部会	市民環境部 農林部 商工観光部
建設・水道部会	建設部 上下水道局

備考 基本構想部会は、委員長、副委員長、部会長及び副部会長で構成する。

## 市民会議開催経過

区分	全体会議	正副部会長会 基本構想部会	行財政・防災 部会	教育・福祉 部会	経済・環境 部会	建設・水道 部会
22. 1. 30	第1回 (全体説明等)		第1回全体会 (役員選出等)	第1回全体会 (役員選出等)	第1回全体会 (役員選出等)	第1回全体会 (役員選出等)
2. 27	第2回 (講演等)	正副部会長会①				
3. 20		正副部会長会② 基本構想部会① (諮問等)	第2回全体会 (審議等)	第2回全体会 (審議等)	第2回全体会 (審議等)	第2回全体会 (審議等)
5. 15						第3回全体会 (審議等)
5. 16			第3回全体会 A・B分科会① (審議等)	第3回全体会 A～D分散会① (審議等)	第3回全体会 (審議等)	
6. 12			第4回全体会 A・B分科会② (審議等)	第4回全体会 A～D分散会② (審議等)	第4回全体会 (審議等)	第4回全体会 (審議等)
6. 19						第5回全体会 (審議等)
6. 21		正副部会長会③ 基本構想部会②				
7. 10			第5回全体会 (審議等)	第5回全体会 A～D分散会③ (審議等)	第5回全体会 (審議等)	第6回全体会 (審議等)
7. 22		正副部会長会④ 基本構想部会③				
7. 25						第7回全体会 (審議等)
7. 31						第8回全体会 (答申案)
8. 1			第6回全体会 (答申案)	第6回全体会 (答申案)	第6回全体会 (答申案)	
8. 10		正副部会長会⑤ 基本構想部会④				
8. 28	第3回 (答申)					
23. 1. 29	第4回 (基本計画素案説明)					

※7月10日には、経済・環境部会と建設・水道部会の合同部会が開催されました。

# 松本市総合計画策定市民会議委員名簿（五十音順）

## 基本構想部会

- |        |        |
|--------|--------|
| ◎後藤 泰一 | ○小口美和子 |
| 本郷 実   | 篠原由美子  |
| 伊藤 淑郎  | 野見山哲生  |
| 石澤 孝   | 山本 桂子  |

## 行財政・防災部会

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 乾 美知子           | 岩岡 爲行 (6月12日から) |
| 大谷 光宏 (6月11日まで) | ○小口美和子          |
| 奥原 正司           | 草間 錦也 (5月16日から) |
| 窪田 正子           | ◎後藤 泰一          |
| 小林 修            | 小林 静夫           |
| 佐藤 友則           | 芝山 稔 (5月15日まで)  |
| 須藤 崇文           | 関口 隆男           |
| 田口 康夫           | 中村美智子           |
| 走川 朋子           | 波多腰 晃           |
| 深澤和歌子           | 福澤 崇浩           |
| 藤牧 真美           | 降旗 武            |
| 宮澤 伸行           | 武者 忠彦           |
| 若狭登志彦           | 若林 直人           |

## 教育・福祉部会

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 石田さち子           | 伊藤 博敏           |
| 大池 俊嗣           | 大下 京子           |
| 我山かおり           | 金田 忠雄           |
| 北野とみ江           | 窪田 知世           |
| 小杉 珠寶           | 佐々木史美           |
| 佐野 順子           | ○篠原由美子          |
| 尻無浜博幸           | 杉本 博志           |
| 田中 庄市           | 中島 美香 (5月15日まで) |
| 中村 正孝           | 野見山ナオミ          |
| 福島 昭子 (5月15日まで) | 藤森 昭三           |
| ◎本郷 実           | 丸山 恭子 (5月16日から) |
| 丸山 通泰           | 村瀬 元良 (5月16日から) |
| 百瀬 眞治           | 柳沢 良子           |
| 山田 榮一           |                 |

## 経済・環境部会

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 青柳 薫 (6月11日まで) | 伊藤 昌輝           |
| ◎伊藤 淑郎         | 井上 忠男           |
| 太田 稔           | 大野 俣博 (6月12日から) |
| 奥村二三雄          | 柿澤 潔 (5月16日から)  |
| 上條 松雄          | 川船とき子           |
| 河野 勝次          | 輿 恵理香           |
| 小山 兼義          | 柴田 陽一           |
| 嶋村 公章          | 清水 敏郎           |
| 進藤 篤彦          | 永田千恵子           |
| 西沢 正樹          | ○野見山哲生          |
| 原 弥生           | 増田 富重           |
| 三沢枝美子          | 宮内 秀夫           |
| 宮坂 郁生 (5月15まで) | 渡辺 薫            |

## 建設・水道部会

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 池田 純子 | ◎石澤 孝           |
| 梅川 泰昭 | 江口 尚 (4月26日まで)  |
| 小澤 博  | 君波 健治           |
| 倉沢 聡  | 倉橋 芳和 (5月14日まで) |
| 黒沼 凱夫 | 古藤 未来           |
| 小林富士男 | 坂井 勉            |
| 高橋 邦夫 | 武居 正芳           |
| 巽 朝子  | 田中サヤカ           |
| 坪井 利幸 | 常田 長時           |
| 西浦 孝  | 平林 清一 (6月12日から) |
| 宮澤 み江 | 宮下 正夫 (5月15日から) |
| 村瀬 直美 | 望月 道彦 (6月11日まで) |
| 百瀬憲三郎 | 矢口 幸子           |
| 山田健一郎 | ○山本 桂子          |

- ◎…部会長  
○…副部会長

# 市民会議事務局名簿

区 分	基本構想部会	行財政・防災部会	教育・福祉部会	経済・環境部会	建設・水道部会
関係部局	政策部 財政部	総務部 (支所・危機管理室含む) 政策部 財政部(会計管理者含む) 議会事務局	健康福祉部 こども部 教育部 病院局	市民環境部 農林部 商工観光部	建設部 上下水道局
担当部長	正 政策部長 高山 満 (中澤 孝)	総務部長 浅川 猛	健康福祉部長 大日向栄一	商工観光部長 平尾 勇	建設部長 丸山 悦男 (丸山廣登)
	副 財政部長 上條 信博	政策部長 高山 満 (中澤 孝) 財政部長 上條 信博 議会事務局長 林 純一 危機管理室長 早坂 義導 四賀支所長 鎌倉 八郎 (百瀬光男) 安曇支所長 小穴 定利 (赤廣三郎) 奈川支所長 松澤 宗利 (宮本敬夫) 梓川支所長 武田 篤明 (中野隆夫) 波田支所長 村山 康文 会計管理者 児玉 りえ (北平正貴)	こども部長 熊谷 賢一 (和田孝一) 病院局長 中澤 孝 教育部長 二木 保明 (遠山順次)	市民環境部長 牧垣 壽志 農林部長 川上 一憲 (服部正一)	上下水道局長 田中 春男
担当課長	正 政策課長 寺沢 健	行政管理課長 福嶋 良晶 (高山 満)	福祉計画課長 古畑 斉 (村山康文)	商工課長 田中 敏和 (早坂義導)	計画課長 堀内 俊男 (丸山悦男)
	副 財政課長 安達 正泰	財政課長 安達 正泰 議会事務局次長 渡辺 明	こども育成課長 青木 敏和 波田総合病院事務長 小林 一博 教育政策課長 小出 光男 (熊谷賢一)	市民生活課長 古田 善雄 (牧垣壽志) 農政課長 塩原 資史 (川上一憲)	総務課長 小松 茂清
担当係長	正 政策課課長補佐 牧垣 孝一 (土屋雄一)	行政管理課課長補佐 山内 亮 (丸山貴史)	福祉計画課課長補佐 山口 洋明	商工課課長補佐 松田 佳子	計画課課長補佐 川上 正彦 (宮嶋 孝)
	副 財政課課長補佐 林 浩史	財政課課長補佐 林 浩史 議会事務局係長 小西 敏章	こども育成課課長補佐 清澤 一正 波田総合病院事務長補佐 波多腰賢司 教育政策課課長補佐 小林 伸一 (係長 牧垣 孝一)	市民生活課課長補佐 斉藤 敏男 (係長 臼井 正治) 農政課係長 上條 公徳 (課長補佐 手塚 照康)	総務課課長補佐 小松 竹美 (橋本真一)
政策課	係長 中野 嘉勝 主査 田中 史郎	係長 羽田野雅司 主査 田中 史郎	課長補佐 矢久保 学 係長 栗田 正和 主査 高野 敬吾 主査 廣田 圭男	課長補佐 小林 浩之 係長 中野 嘉勝 主査 大島 良司 (係長 萩原 陸弘)	課長補佐 牧垣 孝一 主査 清沢 正典 主任 百瀬 学
財政課	課長補佐 林 浩史	課長補佐 林 浩史 課長補佐 高野 一司	課長補佐 板倉 章 主査 原 正幸 (主任 秋山 俊彦)	係長 河村 千佳 主任 池上 浩平 主任 百瀬 博明 (主査 金田 光弘)	主任 宮澤 賢治 (主査 三代澤昌秀)

※ ( ) 内は、平成21年度における事務局職員の職・氏名です。

# 都市宣言

## ○安全都市宣言（昭和37年3月29日宣言）

最近の我国産業経済活動は、経済の高度成長にともない、いちじるしい伸長を示しているが、これにともなって、交通災害、家庭災害、水、火災等各種災害は非常な勢いで増加しつつあり、大きな社会問題として真に憂慮すべきものがある。

特に、本市は、中部経済圏の有力な産業都市として発展期を迎えつつあるが、一方各種災害も年ごとに増加の一途をたどり、市民生活をおびやかしつつある現状で、今後益々激増するものと思われ、人命の尊重、経済的損失等市民経済の健全な発展の見地から看過できない現状である。

かかる事態に適切な対処をなし、交通、産業等各種災害の脅威から市民を守り安全を確保するため、市民における、安全組織の連けいのもとに、市民の総力を結集し、安全意識を高め、各種災害に対する安全施策を講じ、明るく住みよい都市建設を目標としてここに、松本市「安全都市」とすることを宣言する。

## ○公明選挙都市宣言（昭和38年3月7日宣言）

民主政治の基盤は選挙である。

従ってこの健全な発展を期するためには選挙が公明適正に行われなければならない。

しかるに、近時における選挙の在り方は、その理想に反し真に寒心に堪えないものがある。

このときにあたり、市民の代表である本市議会は、ここに決意を新たにするとともに、市民すべての熱意と希望を結集して、これが実現を期するために、松本市を公明選挙都市とすることを宣言する。

## ○心身障害者福祉都市宣言（昭和49年6月28日宣言）

松本市は、社会連帯の理念に基づき、心身障害者の福祉を増進することを目標として住みよい環境づくりを行い、ここに「心身障害者福祉都市」とすることを宣言する。

- 1 すべての公共団体及びその機関は、心身に障害のある人々が安心して明るい生活が送れるよう積極的な施策を講じ、各種制度の新設や、施設、設備等の改善に努めるものとする。
- 2 すべての市民は、心身に障害のある人々に対する理解と認識を深めるとともに、親切心をもって福祉の増進に協力するよう努めるものとする。
- 3 すべての企業は、心身に障害のある人々の生活を容易にするため、施設、設備等の改善、雇用機会の増進等に努めるものとする。
- 4 すべての心身障害者は、その有する機能を積極的に活用することにより、障害をのりこえ、自ら進んで社会経済活動に参加するよう努めるものとする。

## ○部落解放都市宣言（昭和51年9月28日宣言）

人はだれでも自由と平等を願い健康で豊かな生活を求めている。そうであるのに、この当然の願いが因習や偏見のためにゆがめられ、いまなお差別されている人々や差別されている地域が存在している。部落差別があるかぎり松本に正しい意味の幸福は無い。未解放地区があるかぎり松本に正しい意味の文化は無い。われわれひとりひとりの正しい認識と理解と実践によって、部落の完全解放を実現しよう。部落問題の解決こそ人間のまことの始まりであり、全市民のつとめである。

ここに、同和対策事業特別措置法の主旨を守り、差別をなくして明るい住みよい松本市を築くために「部落解放都市」の宣言をする。

○音楽とスポーツ都市宣言（昭和60年9月26日宣言）

松本市民は、教育を重んじ、文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土をもっている。

いま、健康でやすらぎとうるおいのある市民生活が強く求められているとき、私たち市民は、この伝統と風土のもとに、音楽を愛し、スポーツに親しみ、真に活力と魅力ある郷土づくりを進めるため、ここに松本市を「音楽とスポーツ都市」とすることを宣言する。

○平和都市宣言（昭和61年9月25日宣言）

世界の恒久平和は人類共通の願いである。

われわれは、平和を愛するすべての人々とともに、核兵器の廃絶と戦争のない明るい住みよいあすの郷土を願い、ここに「平和都市」の宣言をする。

○暴力追放都市宣言（昭和63年2月24日宣言）

松本市民は、教育と文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土にはぐくまれ、幸せで豊かなくらしとまちづくりをめざしている。

特に、暴力団の不法行為により、善良な市民生活が脅かされ、ふるさとの平和と安全がそこなわれることは断じて許されることではない。

私たち市民は、暴力団の反社会的行為をはじめとするすべての暴力の根絶をはかるため、全市民の総意により、ここに松本市を「暴力追放都市」とすることを宣言する。

○〈献血・献眼・献腎〉三献運動推進都市宣言（平成9年3月13日宣言）

健康は、私たちすべての願いである。

病気やけがで、輸血を必要としている人がたくさんいる。また、視覚障害で視力を失った人や人工透析を続けている人がいる。これらの人々の根本的治療法は、角膜移植であり、腎臓移植である。

そのため、多くの人があたたかい善意の申出を待ち続けている。こうした願いをかなえるためには、献血・献眼・献腎の運動、三献運動の輪を大きく広げることが必要である。

私たち市民は、健康と生命を守る三献運動を推進し、共に支え合うあたたかいまち、健康で明るいまちを目指し、ここに松本市を「〈献血・献眼・献腎〉三献運動推進都市」とすることを宣言する。

## 市章 (昭和13年1月6日制定)

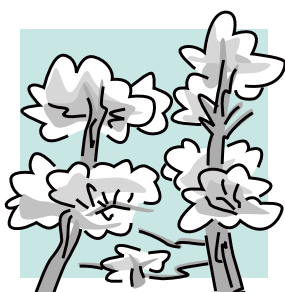


外側の円は、陽春の若松を表し、市の将来の円満な発展を象徴しています。

円の中心は、「本」の字によって六合を表し、宇宙に本市の光輝発揚を願い、形は雪の結晶を表しています。

また、突起の部分は、北アルプスの山岳を意味し、六角は、松本藩6万石の歴史的意味、あるいは、旧藩主戸田氏の六星紋所の意味も含まれています。

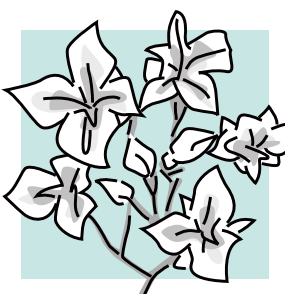
## 市の木・市の花 (昭和49年9月26日制定)



市の木：あかまつ

内陸性で雨量の少ない松本地方でよく育ち、祝賀のシンボルとして使われ、市章にも図案化されています。

山地だけではなく。平地にまであかまつ林が見られるのは、松本平の特色です。



市の花：れんげつつじ

美ヶ原高原、鉢伏山などに大群落がみられ、高原性の野生つつじの代表格です。花の形がれんげに似ていることから、その名が付けられました。

通称、おにつつじとも言われています。



---

## 松本市総合計画

基本構想2020・第9次基本計画

平成23年3月発行

---

発行 松本市  
松本市丸の内3番7号  
TEL 0263-34-3000(代表)

編集 松本市政策部政策課

印刷 電算印刷株式会社  
松本市筑摩1-11-30  
TEL 0263-25-4329(代表)

---

松本市ホームページアドレス

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

